

# 宜野湾市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

(第2次計画)



宜野湾市

平成25年8月



## 目次

### 第1章 計画の背景

---

1. 計画策定の背景 .....	1
2. 地球温暖化問題とは何か .....	2
(1) 地球温暖化のメカニズムと原因 .....	2
(2) 増え続ける温室効果ガス .....	2
(3) 地球温暖化における影響について .....	3

### 第2章 計画の基本的事項

---

1. 計画の目的 .....	4
2. 計画の意義 .....	4
3. 計画の位置づけ .....	4
4. 計画の期間 .....	5
5. 基準年度 .....	5
6. 計画の対象範囲 .....	5
7. 計画の対象となる温室効果ガス .....	7

### 第3章 温室効果ガスの排出量

---

1. 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値） .....	8
(1) 温室効果ガス種類別排出量と構成比 .....	8
(2) 温室効果ガスの部門別排出量 .....	9
2. エネルギー使用量等の状況 .....	10
3. 温室効果ガスの算定方法について .....	11

### 第4章 計画の目標

---

1. 温室効果ガス総排出量の削減目標 .....	12
2. エネルギー使用量等の削減目標 .....	13
(1) エネルギー使用量の目標 .....	13

(2) 省資源の目標.....	15
(3) 廃棄物量及びリサイクルの目標.....	15
3. グリーン購入の推進目標.....	15

## **第5章 目標達成に向けた具体的取り組み**

---

1. 省エネルギー等に関する具体的取り組み.....	16
(1) 省エネルギーの推進.....	16
(2) 省資源の推進.....	19
(3) 廃棄物の減量とリサイクル等の推進.....	20
(4) グリーン購入の推進.....	20
(5) その他全体に関する推進.....	20
2. 公共工事等に関する具体的取り組み.....	21
(1) 省エネルギー等の推進.....	21
(2) 周辺環境保全.....	22
3. 職員の環境配慮に関する具体的取り組み.....	22

## **第6章 計画の推進体制**

---

1. 基本方針について.....	24
2. 計画推進体制.....	24
4. 職員に対する意識啓発等.....	25
5. 計画の実施状況の公表.....	25
6. 各所管課の役割.....	25

## **資料編**

---

1. エネルギー使用量（平成20年度～24年度）の整理.....	28
2. 温室効果ガス排出量（平成20年度～24年度）の整理.....	34
3. 省資源（平成20年度～24年度）の整理.....	36
4. 使用量目標達成状況の整理.....	38

5. 温室効果ガス総排出量目標達成状況の整理 .....	39
6. 計画進捗状況の整理 .....	39
○要綱等	
宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱 .....	42
宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱.....	45
宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領.....	48
宜野湾市グリーン購入基本方針 .....	49
地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋.....	52

## 第1章 計画の背景

### 1. 計画策定の背景

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模のものまで多岐にわたっています。私たちが行う通常の事業活動や日常生活においても環境への負荷が増大し、地球環境に影響を及ぼしています。特に化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出は、地球温暖化の最大の原因と考えられています。地球温暖化の進行は、私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、異常気象の増加、気候の変動による自然や生活の変化などにより、本市の事務・事業にも大きな影響を及ぼすことが予測されます。一方で、本市の事務・事業活動からも温室効果ガスは排出されています。本市は市内事業所としては規模も大きく、温室効果ガス排出抑制に関して大きな責任を担っています。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）に基づき、すべての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成19年12月に「宜野湾市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。また、平成20年6月には温対法が改正され、本計画が「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけられました。

その後、平成24年3月には、市域からの温室効果ガス排出量削減を目的とした「宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）を策定し、市民・事業所・行政が連携して取り組む温暖化対策をスタートさせました。さらに、平成25年3月には、この計画の推進母体となる「宜野湾市地球温暖化対策地域協議会」（以下、「地域協議会」という。）を設立し、本市の地域特性を生かした温暖化対策について協議を進めることとなりました。

【国の動向】：「京都議定書目標達成計画」が平成25年度末をもって終了すること等を勘案し、平成25年3月には、国の地球温暖化対策推進本部にて今後の地球温暖化対策に関する基本方針が決定され、京都議定書第2約束期間の不参加、2020年までの削減目標のゼロベース見直し等を行う状況となっています。

【県の動向】：沖縄県は、これまで「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し取組を推進しており、平成22年度には、国内外の動向やこれまでの取組状況等を踏まえ、計画の内容を見直し、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。

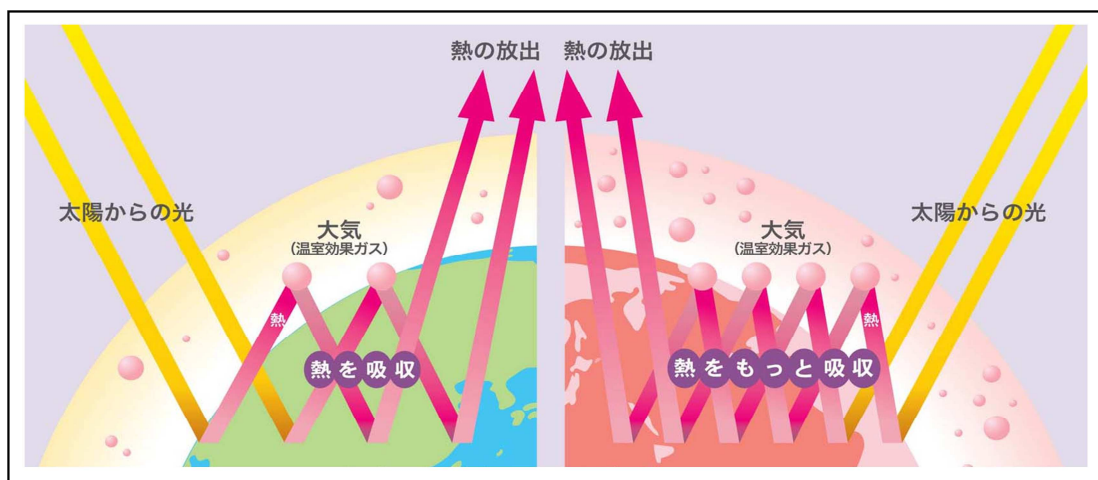
このような国・県及び本市の状況変化や現在の「宜野湾市地球温暖化防止実行計画」の計画期間が満了したこと、さらに「区域施策編」との整合を図るため、これまでの計画を見直し新たに「宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以

下、「エコ計画」という。)を策定しました。

## 2. 地球温暖化問題とは何か

### (1) 地球温暖化のメカニズムと原因

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、再び地表に跳ね返しています。そのおかげで地球の平均気温は15℃と人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。



約200年前の地球

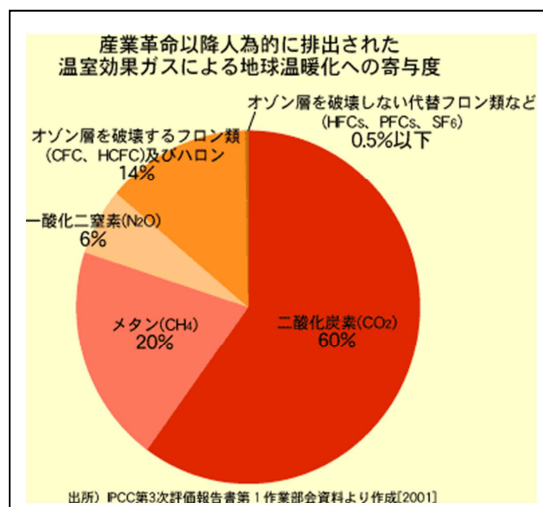
現在の地球

しかし、19世紀以降、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度は増加し、熱の吸収が多くなったため地球表面の温度が上昇しています。これが**地球温暖化**です。

### (2) 増え続ける温室効果ガス

地球温暖化の原因になっている温室効果ガスには様々なものがありますが、石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素が最大の温暖化の原因と言えます。

二酸化炭素の濃度は、1750年（産業革命以前）の280ppmから2005年は379ppmへと35%も増加しており、地球史上過去2万年で最大の増加率とされています。

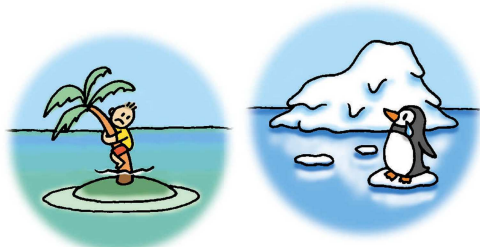


### (3) 地球温暖化における影響について

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、このままでは2100年の地球の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも平均1.8度（予測の幅は1.1～2.9度）の上昇、最も多い場合は平均4.0度（予測の幅は2.4～6.4度）上昇すると発表しました（2007年）。

## 地球温暖化の影響予測

①海水の熱膨張や氷河が溶けて、海面が最大88cm上昇します。南極の「棚氷」が溶けるとさらに海面が上昇します。



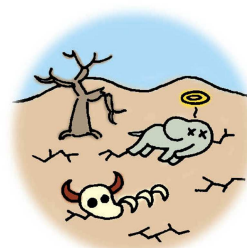
②現在絶滅の危機にさらされている生物は、ますます追い詰められ、さらに絶滅に近づきます。



③マラリヤなど熱帯性の感染症の発生範囲広がります。



④降雨パターンが大きく変わり、内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン、サイクロンといった熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなります。



⑤気候の変化に加えて、病虫害の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招く恐れがあります。



全国地球温暖化防止活動推進センターの資料より

地球温暖化による気温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系も深刻な影響を受けます。しかし、目に見える変化は気候が変化した後、数年、数十年、数百年と遅れて起こるため気づいたときに手遅れとならないよう早急に対応していく必要があります。



## 第2章 計画の基本事項

### 1. 計画の目的

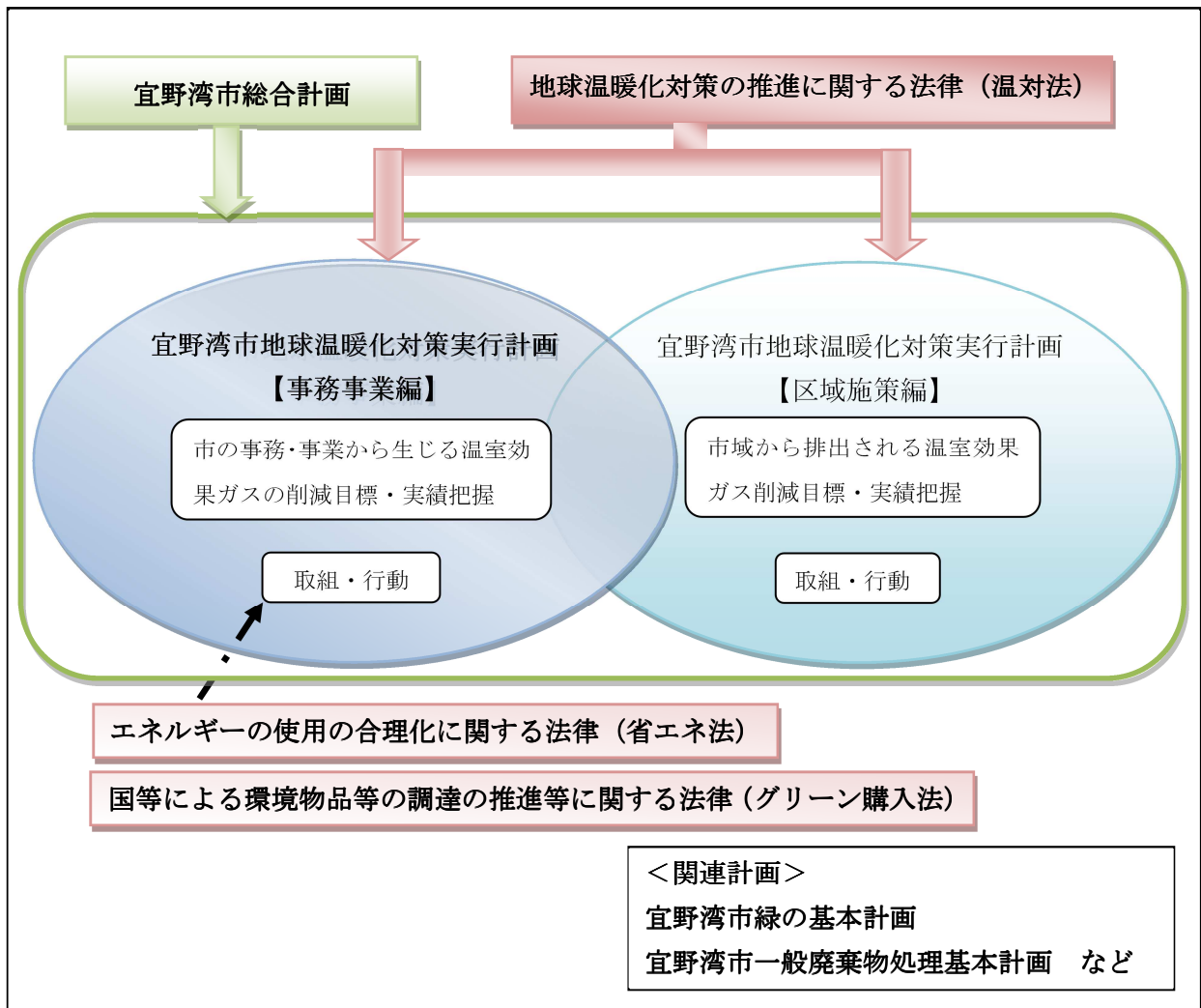
宜野湾市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所等に対する率先行動を示す。

### 2. 計画の意義

- ・宜野湾市内の温室効果ガスの実質的な排出の抑制に寄与します。
- ・グリーン購入を積極的に推進することにより、循環型社会の構築に寄与します。
- ・省エネ、省資源の取り組みによる事務経費（光熱費等）の削減になります。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、宜野湾市総合計画の施策推進に関わる事務及び事業の実行計画と位置づけ、「区域施策編」及び各関連計画と整合を図るものとしします。また、温対法第20条の3の規定に基づく地方公共団体実行計画としても位置付けます。



#### 4. 計画の期間

計画期間は、平成 25 年度（2013 年）から平成 32 年度（2021 年）の 8 年間とします。また、8 年間という長期計画を考慮し、計画期間について前期（平成 25 年度～平成 28 年度）、後期（平成 29 年度～平成 32 年度）を設けます。前期の達成状況、社会的情勢、国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画名	対象	年度									
		H20	…	H24	H25	H26	H27	H28	H29	…	H32
地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）	市の事務 事業	前計画			前期				後期		
地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）	市域全域	計画期間（9年間）									

<前計画の概要>

計画期間	平成 17 年度～平成 24 年度（5 年間）	基準年度	平成 17 年度
削減目標	基準年度比 温室効果ガス総排出量 6%削減		

#### 5. 基準年度

基準年度は、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを把握可能な直近年度とします。

基準年度	平成24年度(2012年)
------	---------------

#### 6. 計画の対象範囲

##### ①事務及び事業の範囲

本市におけるすべての事務及び事業を対象とします。また、指定管理者制度による事務及び事業についても含むものとします。ただし、その他外部へ委託等により実施する事務及び事業は対象外とします。この場合においては、受託者へ温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとします。

##### ②組織及び施設等の範囲

出先機関等を含めた、本市が所管するすべての組織及び施設等を対象とします。指定管理者制度により管理する施設についても含むものとします。具体的には、次の表の組織及び施設が対象となります。また、計画期間内に増加した組織及び施設についても同様に対象とします。

庁舎	本庁舎	総務部、企画部、市民経済部、福祉推進部、健康推進部、建設部、基地政策部、会計課、宜野湾市監査委員事務局、宜野湾市議会事務局、宜野湾市選挙管理委員会	
	教育委員会	教育部、指導部	
	消防本部	消防本部、我如古出張所、真志喜出張所	
	水道局	水道局	
市長部局出先機関	企画部	市民協働推進課	○人材交流センターめぶき
	市民経済部	雇用・企業対策室	○勤労青少年ホーム○勤労者体育センター ○宜野湾市ふるさとハローワーク
	福祉推進部	保育課	○保育所（野嵩・うなばら・宜野湾） ○児童センター（赤道・新城・大山・大謝名・我如古）
	健康推進部	介護長寿課	○老人福祉センター
		福寿園	○宜野湾市福寿園
		健康増進課・健康支援課	○宜野湾市保健相談センター
教育委員会出先機関	教育部	生涯学習課	○中央公民館
		文化課	○市立博物館
		市民図書館	○宜野湾市民図書館
	指導部	はごろも学習センター	○はごろも学習センター
		青少年サポートセンター	○青少年サポートセンター
		幼稚園	○8園（普天間・普天間第二・大山・大謝名・嘉数・志真志・宜野湾・長田）
		小学校	○8校（普天間・普天間第二・大山・大謝名・嘉数・志真志・宜野湾・長田）
		中学校	○4校（普天間・真志喜・嘉数・宜野湾）
		学校給食センター	○学校給食センター（宜野湾・大山・普天間第二・真志喜）
指定管理	建設部	施設管理課	○宜野湾市立グラウンド○宜野湾市立野球場○宜野湾市立体育館○宜野湾市立屋内運動場○宜野湾海浜公園○宜野湾海浜公園屋外劇場○宜野湾海浜公園庭球場○宜野湾森川公園庭球場○宜野湾トロピカルビーチ○宜野湾市産業展示館○公園（34施設）
	市民経済部	商工農水課	○宜野湾ベイサイド情報センター ○宜野湾マリン支援センター

（平成 25 年 4 月現在）

## 7. 計画の対象となる温室効果ガス

この計画において排出量の削減対象となる「温室効果ガス」は、温対法第2条第3項に規定されている6物質とします。ただし、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン (HFC)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) は本市の事務及び事業からは排出されないため、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質とします。各温室効果ガスの特性は次表のとおりです。

温室効果ガス	性 質	人為的な発生源	地球温暖化係数
①二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガス。	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却などによって発生します。発電も化石燃料中心なので、電気の消費も間接的に発生につながります。	1
②メタン (CH <sub>4</sub> )	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	化石燃料の燃焼（自動車の走行など）、下水処理や廃棄物の埋め立て、水田（稲作）、家畜のはんすうや糞尿など。	21
③一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	数ある窒素化合物の中で最も安定した物質。	化石燃料の燃焼（自動車の走行など）、笑気ガスの使用、窒素肥料の施肥や家畜糞尿など。	310
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	自然界には存在しない人工物質。冷蔵庫やカーエアコンの触媒、スプレー等の充鎮剤、断熱発砲剤などに使用。	140～ 11,700
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	炭素とフッ素だけからフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	自然界には存在しない人工物質。半導体のエッチングガスや半導体等の製品の洗浄などに使用。	6,500～ 9,200
⑥六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	変電設備に封入されている電気絶縁ガスや半導体製造などに使用。	23,900

※地球温暖化係数（GWP）

地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した数値。二酸化炭素を1とし、数値が大きいほど、温室効果が大きいガスであることを示します。

### 第3章 温室効果ガスの排出量

#### 1. 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値）

##### （1）温室効果ガス種類別排出量と構成比

宜野湾市における平成24年度（基準年度）の温室効果ガス排出量は【表1-1】及び【図1-1】のとおりです。二酸化炭素が全体の99.9%となっており、その大部分を占めています。また、二酸化炭素の排出量を要因別にみると、電気の使用によるものが93.1%を占め、次いで重油4.2%、ガソリン1.5%、LPガス0.5%、軽油0.4%、灯油0.2%となっています。

自動車の走行で排出されるメタンや一酸化二窒素は、メタンが0.002%、一酸化二窒素が0.098%です。

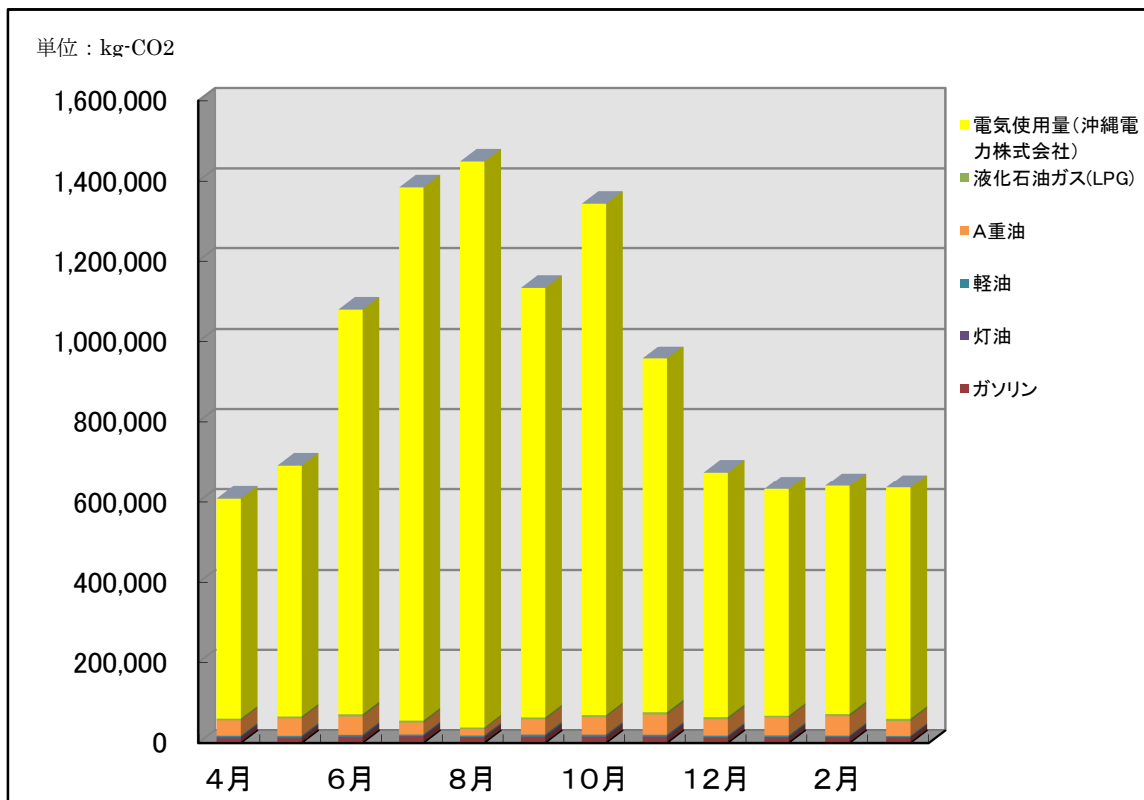
【表1-1】温室効果ガス排出状況（基準年度）

温室効果ガスの種類	排出要因	使用量（活動量）		係数※ <sup>1</sup>	二酸化炭素換算排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	構成比
			単位			
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用	11,222,430 ※ <sup>2</sup>	kwh	1	10,459,305※ <sup>3</sup>	93.1%
	燃料の使用			1		
	重油	175,791	ℓ		476,329	4.2%
	灯油	9,249	ℓ		23,026	0.2%
	LPガス	19,219※ <sup>4</sup>	kg		57,636	0.5%
	ガソリン	68,780	ℓ		159,683	1.5%
	軽油	18,497	ℓ		47,815	0.4%
小計					11,223,793	99.9%
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	759,134	km	21	244	0.002%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行			310	6,405	0.098%
合計					11,230,442	100.0%

※<sup>1</sup>係数・・・地球温暖化係数 ※<sup>2</sup>市内污水ポンプ場使用量含む

※<sup>3</sup>環境省公表（平成24年度）の実排出係数（0.932kg-CO<sub>2</sub>/kwh）を用いて算出しています。

※<sup>4</sup>集計時に単位を（kg）に統一しています。換算式【1m<sup>3</sup>=2.18kg（1m<sup>3</sup>÷0.458m<sup>3</sup>/kg）】



【図 1-1】 エネルギー別温室効果ガス排出状況内訳 (基準年度)

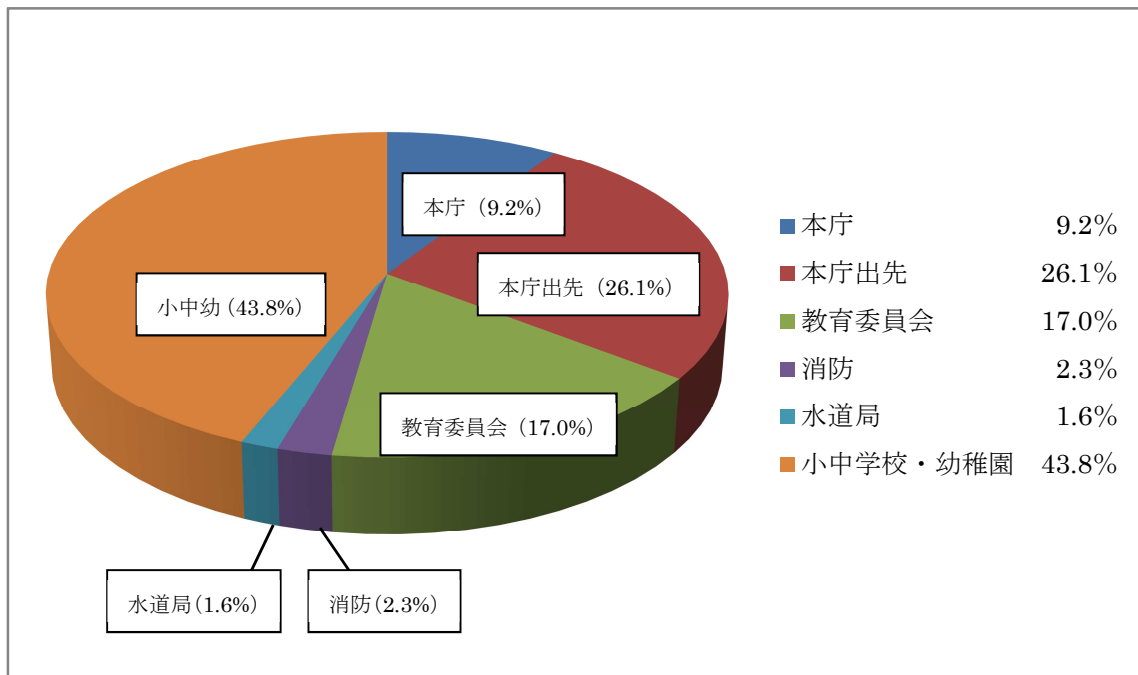
(2) 温室効果ガスの部門別排出量

宜野湾市における温室効果ガス排出量(基準年度)を部門別にみると、【表 1-2】

【図 1-2】のとおりです。小中学校からの温室効果ガス排出量が多く、全体に占める割合も43.8%と高い状況となっています。

部門 ガスの種類	本庁	本庁出先	教育委員会	消防本部	水道局	小中学校 幼稚園	計
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1,030,894	2,934,292	1,903,385	255,471	176,181	4,923,570	11,223,793
メタン(CH <sub>4</sub> )	131	24	22	58	9	0	244
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	4,094	537	538	939	297	0	6,405
計	1,035,119	2,934,854	1,903,945	256,468	176,487	4,923,570	11,230,442
占有率	9.2%	26.1%	17.0%	2.3%	1.6%	43.8%	100.0%

【表 1-2】 部門別温室効果ガス排出量 (基準年度)



【図 1-2】 部門別温室効果ガス排出量占有率

## 2. エネルギー使用量等の状況

宜野湾市における平成 24 年度（基準年度）のエネルギー使用量等は、次の【表 2-1】のとおりです。

部門 燃料・他	単位	本庁	本庁出先	教育委員会	消防本部	水道局	小中学校 幼稚園	年間合計
電気	kwh	1,014,697	2,995,906	1,552,539	201,209	177,117	5,280,962	11,222,430
ガス	kg	1,364	8,766	8,088	420	56	526	19,219
灯油	ℓ	0	907	6,680	1,662	0	0	9,249
重油	ℓ	0	33,041	142,630	120	0	0	175,791
ガソリン	ℓ	33,860	7,926	4,474	18,319	4,201	0	68,780
軽油	ℓ	965	2,178	7,223	7,618	460	53	18,497
水道	m <sup>3</sup>	8,656	80,208	39,481	2,593	454	99,668	231,060
紙	枚	3,098,166	443,229	713,620	88,822	175,000	1,249,478	5,768,315

【表 2-1】 エネルギー使用量等状況（基準年度）

### 3. 温室効果ガスの算定方法について

温室効果ガス排出量は、第2章で定めた計画の対象範囲及び事務事業活動について「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（以下、「施行令」という。）に定められた排出係数及び地球温暖化係数を用いて、二酸化炭素排出量に換算して算定するものとします。

#### (1) 地球温暖化係数

施行令第4条に規定する係数とします。

#### (2) 算定条件

施行令第3条の算定方法及び同第4条の地球温暖化係数に基づき、温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）を以下の計算式で算定します。

$$\text{各温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数} = \text{温室効果ガス総排出量}$$

#### (3) 排出係数

各エネルギー使用量に対する排出係数は、施行令第3条に規定する値を使用します。ただし、電気の使用に伴う係数については、環境省より毎年度公表される「電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数」の沖縄電力株式会社の実排出係数または調整後排出係数を用いることとします。



## 第4章 計画の目標

### 1. 温室効果ガス総排出量の削減目標

市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を毎年度－1%ずつ積み上げることにより、平成25年度から平成32年度までの8年間に、平成24年度(基準年度)比で8%削減することを目標として設定します。

総排出量と削減量の内訳については、以下の表1-1、1-2及び図1-1で示したとおり、基準年度の総排出量である11,230tから8年間かけて899t分の総排出量を削減し、平成32年度時点で10,332tとします。

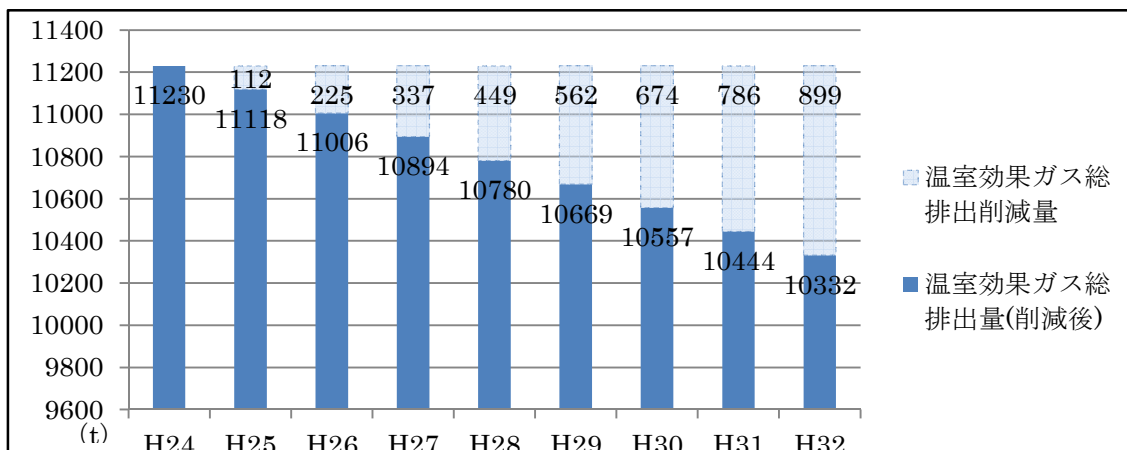
基準年度	平成24年度
計画年度	平成25年度～平成32年度
	前期 平成25年度～平成28年度
	後期 平成29年度～平成32年度
削減目標	毎年度において基準年度比－1%を積み上げた数値(下表参照)
	平成32年度において基準年度比 <b>－8%</b>

年度	H25	H26	H27	H28
削減目標(基準年度比)	△1%	△2%	△3%	△4%
温室効果ガス総排出削減量	112 t	225 t	337 t	449 t

【表1-1】前期計画の削減目標と総排出削減量

年度	H29	H30	H31	H32
削減目標(基準年度比)	△5%	△6%	△7%	△8%
温室効果ガス総排出削減量	562 t	674 t	786 t	899 t

【表1-2】後期計画の削減目標と総排出削減量



【図1-1】温室効果ガス総排出量の削減目標値

## 2. エネルギー使用量等の削減目標

計画期間内のエネルギー使用量等で重点的に取り組む項目について、可能な限り削減目標を設定し、具体的取り組みを実行します。

### (1) エネルギー使用量の目標

#### ①【電気】【ガソリン】について

毎年度、平成 24 年度（基準年度）比-0.5%以上を積み上げ、平成 32 年度において-4%を目標とします。内訳については下の表のとおりです。

電気 (kwh)	前期			
年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
目標値 (基準年度比)	△0. 5 %	△1. 0 %	△1. 5 %	△2. 0 %
エネルギー削減量 (基準年度比)	56,112kwh	112,225kwh	168,337kwh	224,449kwh

	後期			
年度	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
目標値 (基準年度比)	△2. 5 %	△3. 0 %	△3. 5 %	△4. 0 %
エネルギー削減量 (基準年度比)	280,561kwh	336,673kwh	392,785kwh	448,897kwh

ガソリン (ℓ)	前期			
年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
目標値 (基準年度比)	△0. 5 %	△1. 0 %	△1. 5 %	△2. 0 %
エネルギー削減量 (基準年度比)	344ℓ	688ℓ	1,032ℓ	1,376ℓ

	後期			
年度	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
目標値 (基準年度比)	△2. 5 %	△3. 0 %	△3. 5 %	△4. 0 %
エネルギー削減量 (基準年度比)	1,720ℓ	2,064ℓ	2,408ℓ	2,751ℓ

②【LPガス】【重油】【灯油】【軽油】について

前計画の実施状況を考慮し、計画期間中、平成24年度（基準年度）より増加させず維持することを目標とします。

LPガス (kg)	前期				後期		
年度	H25	H26	H27	H28	H29	・・・	H32
目標値	基準年度より増加させない。						
エネルギー使用量	19,219 kg（基準年度）以内を維持します。						

重油 (ℓ)	前期				後期		
年度	H25	H26	H27	H28	H29	・・・	H32
目標値	基準年度より増加させない。						
エネルギー使用量	175,791 ℓ（基準年度）以内を維持します。						

灯油 (ℓ)	前期				後期		
年度	H25	H26	H27	H28	H29	・・・	H32
目標値	基準年度より増加させない。						
エネルギー使用量	9,249 ℓ（基準年度）以内を維持します。						

軽油 (ℓ)	前期				後期		
年度	H25	H26	H27	H28	H29	・・・	H32
目標値	基準年度より増加させない。						
エネルギー使用量	18,497 ℓ（基準年度）以内を維持します。						

## (2) 省資源の目標

### ①紙使用量について

平成 24 年度の紙使用量は、5,768,315 枚(平成 17 年度比 45%増)であり、平成 23 年度以降増加傾向にあります。今後は、これまで以上に削減に向けた取り組みを進め、計画期間内に基準年度比 10%の使用量削減を目指すこととします。

削減目標	平成 32 年度までに平成 24 年度（基準年度）比で <b>10%</b> 削減する。
------	--

### ②水使用量について

平成 24 年度の水使用量は、231,060m<sup>3</sup>（平成 17 年度比 8%増）であり、平成 22 年度以外はすべて平成 17 年度比を上回っている状況です。今後は、これまで以上に削減に向けた取り組みを進め、計画期間内に基準年度比 8%の使用量削減を目指すこととします。

削減目標	平成 32 年度までに平成 24 年度（基準年度）比で <b>8%</b> 削減する。
------	---

## (3) 廃棄物量及びリサイクルの目標

職員一人一人が廃棄物の減量及びリサイクルに努めることとします。また、施設利用者等への周知に努めることとします。

## 3. グリーン購入の推進目標

これまでも、本市は「宜野湾市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努めてきました。今計画では前計画と同様に環境配慮型製品等の購入割合を計画期間中 95%以上とすることを目標とします。

推進目標	計画期間中、グリーン購入割合 <b>95%以上</b> を目標とします。
------	--------------------------------------

## 第5章 目標達成に向けた具体的取り組み

第4章で定めた計画の目標を達成するため、具体的取組（環境配慮行動）を次のとおり定めます。

### 1. 省エネルギー等に関する具体的取り組み

#### (1) 省エネルギーの推進

##### ①庁舎等における具体的取り組み

職員一人一人の日常行動や、OA 機器、電気製品の利用に関する見直し、省エネ化の進んだ製品を導入することで、エネルギー（電気・ガス等）の使用量を削減し、温室効果ガス排出抑制に努めます。公共施設、職員が率先的に行動することで、市全体の取り組みが進むとともに、歳出の削減にも貢献します。

照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外勤務を行う場合は、必要以外の照明の消灯を実施します。</li> <li>○昼間点灯不要と思われる箇所（トイレ、事務室窓側等）の消灯を実施します。</li> <li>○勤務時間中は、労働安全衛生法の基準に留意しながら、廊下では1/2程度、窓側では1/3程度消灯を実施します。</li> <li>○白熱電球を電球型蛍光灯やLED電球への切り替えを検討します。</li> </ul>
OA 機器等電気製品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコンやコピー機の省電力機能を活用します。</li> <li>○昼休み中は、受付業務や来客の場合を除き消灯し、OA 機器等は電源を切るかスリープ（低電力）状態にします。</li> <li>○休日前など長時間使用しないときは、必要に応じてコンセントからプラグを抜き、待機電力を節減します。</li> </ul>
空調機器の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冷房の運転期間を定め、温度管理（目標：外気温を考慮し概ね28度）の徹底を図ります。</li> <li>○空調機器の運転終了時間の繰り上げを心掛けます。（余冷活用）</li> </ul>
給湯設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給湯器の温度設定は用途を考え可能な限り低めの設定にします。</li> </ul>
業務の効率化、労働時間の短縮化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務の効率化を図り、時間外勤務の計画的執行により照明及びOA 機器等の使用時間を短縮します。</li> <li>○ノー残業デー、ライトダウンキャンペーン実施日などについては、可能な限り時間外勤務を行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ノー残業デー[毎週水曜日]</li> <li>☆ライトダウンキャンペーン ブラックイルミネーション[毎年夏至の日] クールアースデー[毎年7月7日（七夕）]</li> </ul> </li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動販売機は消費電力の少ない機器とし過剰な設置は行わない。</li> <li>○設備が適正に運用されているかどうか定期的に点検し、適正化を図ります。</li> </ul>
-----	---

## ②公用車の利用等における具体的取り組み

公用車の使用抑制及び燃料使用量の削減を行うことで、温室効果ガス排出量を抑制します。沖縄県内は移動手段として、自動車の依存度が高く、それに伴った温室効果ガス排出量が多いことから、市が率先して行動します。そのため、自転車、公共交通機関の利用に努めます。公用車導入にあたっては、購入価格のみではなく、燃料費等のランニングコストにも配慮し、電気自動車や低燃費車等への移行を検討します。

公用車の効率運用と適正運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エコドライブを実践します。</li> <li>○走行ルート合理化、相乗り等公用車の効率的利用を図ります。</li> </ul>
公用車導入・維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車を購入（リース契約を含む）する場合は低燃費車、ハイブリット車及び電気自動車等を可能な限り購入します。</li> <li>○E3 ガソリンの利用に努めます。</li> </ul>
エコ通勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤距離が2 km 未満の通勤者は徒歩、自転車利用に努めます。</li> <li>○毎月第1・第3金曜日をノーマイカーデーに指定し、通勤時の自動車利用自粛に努めます。</li> </ul>
エコドラ推進月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年11月をエコドライブ推進月間として普及啓発活動や取組強化を図ります。</li> </ul>

### コラム その1

#### ◇エコガソリン E3 って何？◇

植物由来の原料から作られたバイオエタノールを、約3%混合したレギュラーガソリンです。E3に含まれるバイオエタノール約3%分のガソリン消費量を抑えることができるため、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を削減する効果があり、地球温暖化防止に役立つと同時に化石燃料の節約につながります。



#### ☆市内の E3 取扱い給油所(平成25年5月31日現在)☆

- ①かねひで SS 沖国大前店【金秀鋼材（株）】（宜野湾 2-7-1）
- ②野嵩プライムステーション【（有）共成産業】（野嵩 3-4-6）
- ③真志喜サービスステーション【（株）ユニバーサルホーム】（真志喜 1-9-1）
- ④宜野湾中央給油所【（株）ひさし商事】（大謝名 3-1-1）
- ⑤セルフ野嵩 SS【花城自動車】（野嵩 1-38-10）

出典 環境省委託 バイオ燃料本格普及事業ホームページ



◇エコドライブ10のすすめ◇

近年、各自動車メーカーの技術進歩は目覚ましく、毎年低燃費車が発売され、金額も補助金や減税で購入しやすいものとなっています。しかし、車は自動で動くものではなく、人の手や足の操作によって動きます。もう一度運転を見直し、エコドライブを習慣化することがエコ対策に求められています。



車は「自動」で動きません。「人の操作」だからこそ、エコドライブの意識と実践が重要です。

①ふんわりアクセル「eスタート」

「発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。(最初の5秒で、時速20km程度が目安です。)」

②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

「車間距離に余裕をもち、交通状況に応じた速度変化の少ない運転を心がけましょう」

③減速時は早めにアクセルを離そう

「エンジnbrakeを積極的に使いましょう。」

④エアコンの使用は適切に

「車のエアコン(A/C)は車内を冷やしすぎないようにしましょう。」

⑤ムダなアイドリングはやめよう

「待ち合わせなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。」

⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

「出かける前に道路交通情報やルートを確認し、余裕をもって出発しましょう。」

⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備

「タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。」

⑧不要な荷物はおろそう

「運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。」

⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう

「迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の自動車の燃費を悪化させてしまいます。」

⑩自分の燃費を把握しよう

「自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると自分のエコドライブ効果が実感できます。」

参考 「新エコドラリーフレット10」

「エコドライブ推進マニュアル」平成24年11月 エコドライブ普及連絡会



## (2) 省資源の推進

### ①庁舎等における水の使用量削減

水は、限りある資源であるとともに、その給水にあたっては大量のエネルギーを必要とします。温室効果ガス排出抑制のためにも節水に取り組みます。

設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水コマ・女子トイレの擬音装置の取り付け等、節水型機器への取り換えを可能な限り行います。</li> <li>○水道水圧を低めに設定します。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員一人一人が節水を心掛け、無駄な水を使用しないようにします。</li> </ul>

### ②紙類使用量削減における具体的取り組み

紙類の使用量削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減などの観点から重要な取り組みです。本市では、大量のコピー用紙が使用されており、購入時に要する金額も使用量増加にともなって増加しています。コピー用紙等の使用枚数を削減することが急務となっています。

用紙類 使用量 の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各課において、年間の用紙の使用量を把握し、使用量の削減を図ります。</li> <li>○用紙の裏面使用や使用済み封筒の再利用を図ります。 (個人情報等の漏洩には十分注意)</li> <li>○個人での資料保管は控え、資料の共有化を図ります。</li> <li>○FAX 送信表はできる限り省略します。</li> <li>○両面印刷、両面コピーの徹底を図ります。</li> <li>○トイレットペーパーは古紙配合率 100%のものを使用します。</li> <li>○資料の電子化に努め、用紙使用量を削減します。</li> <li>○広報等の回覧するものは、必要最小限にとどめます。</li> <li>○会議資料を簡素化し、配布済み資料等については、持参を義務つけます。</li> </ul>
封筒使 用量の 削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内間文書及び会議での封筒使用をできる限り行わないようにします。</li> <li>○各課に使用済み用紙・封筒の回収ボックスを設置し、再利用に努めます。</li> </ul>



### (3) 廃棄物の減量とリサイクル等の推進

廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生じる温室効果ガスの削減につながります。

廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務用品は大切に使用し、節約に努めます。</li> <li>○詰め替え可能な製品の積極的な利用に努めます。</li> <li>○紙コップ等使い捨て製品の使用を抑制します。</li> <li>○過剰包装された商品は購入しない。</li> <li>○物品発注時に、過剰包装にならないように仕様書に明記する。</li> <li>○レジ袋等は断るようにします。(マイバック推奨)</li> </ul>
備品等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備品等は修理・補修を心掛け、長期間繰り返し使用するようにします。</li> <li>○職員ポータルの掲示板等を活用し、不用となった物品は、他部局での再利用を心掛けます。</li> </ul>
リサイクル等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分別廃棄が容易なりサイクルしやすい製品を優先的に選択します。</li> </ul>

### (4) グリーン購入の推進

廃棄物から再生した再生材料を使用した再生品を活用することは、廃棄物の削減になるとともに、資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そのため、紙やプラスチック等のそれぞれの材料で再生材を多く使用している製品の活用が重要です。

再生紙の使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外注による印刷物、委託先の報告書に使用する紙類は再生紙等環境配慮物品とし、可能であれば、白色度の低い用紙を選択します。</li> </ul>
再生品の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物品等は可能な限り、グリーン購入法や「宜野湾市グリーン購入基本方針」に適合した環境にやさしい製品を購入します。</li> </ul>

### (5) その他全体に関する推進

市の事務事業は広範囲に亘ります。庁舎内だけでなく様々な場面に応じて、環境配慮を推進することが必要です。

地球温暖化防止月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年12月を地球温暖化防止月間として、普及啓発活動や取組強化を図ります。</li> </ul>
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント、大会、講演会、シンポジウム等の開催時は環境に配慮した事業となるように取り組みます。</li> </ul>

## 2. 公共工事等に関する具体的取り組み

### (1) 省エネルギー等の推進

公共工事は一般事務と比べ環境に及ぼす影響が大きいため、環境への配慮を適切に行うことが必要です。公共工事では、環境に配慮した資材及び工法を選定し、構想・計画段階から省資源、省エネ対策、再生可能エネルギー等の導入など、環境配慮に努めます。

省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ型の空調システム、照明機器を採用します。</li> <li>○断熱、通風に配慮した省エネ型建設物を導入します。</li> <li>○ESCO 事業等の効果的な活用を図ります。</li> </ul>
環境負荷の少ない工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料設備は、負荷の少ない燃料の利用を図ります。</li> <li>○建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努めます。</li> <li>○公共施設内のフロンガス使用機器を取り替える場合は、フロンガス以外の冷媒使用機器の導入に努めます。</li> </ul>

### コラム その3

#### ◇学校施設の省エネ化に関する取り組み～真志喜中学校～◇

真志喜中学校は、太陽光発電設備（80kw）の導入や雨水の活用（トイレ用洗浄水）、節電や節水への対策などを講じ、「環境共生」へ配慮を行っています。



太陽光発電パネル 80kw



節水コマ入水道



自閉水栓



発電モニター



LED照明(トイレ)



自閉式手洗水

これからも環境配慮型の施設・整備に努めます。



出典 宜野湾市真志喜中学校新校舎概要書（宜野湾市教育委員会 平成24年3月）

## (2) 周辺の環境保全

公共工事においては、開発行為等を伴うことがあり、施設そのものの環境配慮だけでなく、周辺の環境の保全が温暖化対策としても、ヒートアイランド対策としても重要です。自然環境の保全、緑化や緑地の整備・創出等に努めます。

敷地内及び その周辺の 自然環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"><li>○既存緑地の保全に努めます。</li><li>○在来植生に配慮した緑化に努めます。</li><li>○自然的要素の多い空間の創造に努めます。</li><li>○敷地境界への植栽を検討します。</li></ul>
-------------------------------	---

## 3. 職員の環境配慮に関する具体的取り組み

### (1) 職員一人一人の取り組み

地球温暖化対策は事務所における省エネ活動を進めるとともに、職員が個人としても環境配慮行動を推進する必要があります。そのため、環境に配慮しながら事務事業を推進することはもちろんのこと、市民・事業者の環境配慮行動が推進されるよう職員が率先して取り組みことが期待されています。

- 省エネやリサイクル活動を意識して行います。
- マイ箸、マイカップを持参し、割りばし、紙コップの排出を減らします。
- ノーマイカーデーを実践します。
- エコスタイル(クールビズ等の夏季軽装)に努めます。
- 各家庭においても、環境保全の取り組みを推進します。

コラム その4

◇設備変更に伴う省エネ効果について～LED 照明（水道局）～◇

蛍光灯を LED 照明に切り替えた場合の、年間の省エネ効果の算定例(水道局の事例)を以下に示します。

工事名	水道局照明器具改修工事
工事場所	宜野湾市水道局 1 階
工 期	平成 24 年 5 月 25 日～平成 24 年 10 月 14 日

二酸化炭素削減効果は年間 8733 kg-CO<sub>2</sub> で杉の木が年間吸収する二酸化炭素量の 624 本分に相当します。

また、電気使用量は年間 9370kwh 分の節電効果があり、金額にして年間 234,240 円削減できる試算となります。

【内訳】

二酸化炭素削減効果

$$9370 \text{ (kwh)} \times 0.932 \text{ (kg-CO}_2\text{/kwh)}^{(4)} = \underline{8,733 \text{ (kg-CO}_2\text{/kwh} \cdot \text{年)}}$$

$$\text{LED} \quad 5.2 \text{ (kw)}^{(1)} \times 8 \text{ (h)} \times 244 \text{ (日)}^{(2)} = 10150 \text{ (kwh)}$$

$$\text{蛍光灯} \quad 10.0 \text{ (kw)}^{(3)} \times 8 \text{ (h)} \times 244 \text{ (日)}^{(2)} = 19520 \text{ (kwh)}$$

$$19520 \text{ (kwh)} - 10150 \text{ (kwh)} = 9370 \text{ (kwh)}$$

年間電気代削減効果

$$9370 \text{ (kwh)} \times 25 \text{ (円)}^{(5)} = \underline{234,240 \text{ (円)}}$$

杉の木の二酸化炭素吸収量換算

$$8733 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \div 14 \text{ (kg/年} \cdot \text{本)}^{(6)} = \underline{624 \text{ (本)}}$$

- (1) LED 照明設置 118 台の合計W数
- (2) 出勤日数（平成 25 年度）
- (3) 100W 蛍光灯を 100 台設置されていたと想定した場合
- (4) 電気排出係数（沖電 H24 年度実績）
- (5) 1kwh=25 円換算
- (6) 50 年杉（直径 26cm・樹高 22m）1 本の年間二酸化炭素吸収量

作成 環境対策課

参考資料 水道局 施設課

## 第6章 計画の推進

### 1. 基本方針について

宜野湾市役所全体が環境配慮行動を主体的かつ積極的に取り組み、削減目標が達成されるよう計画を推進することを基本方針とします。

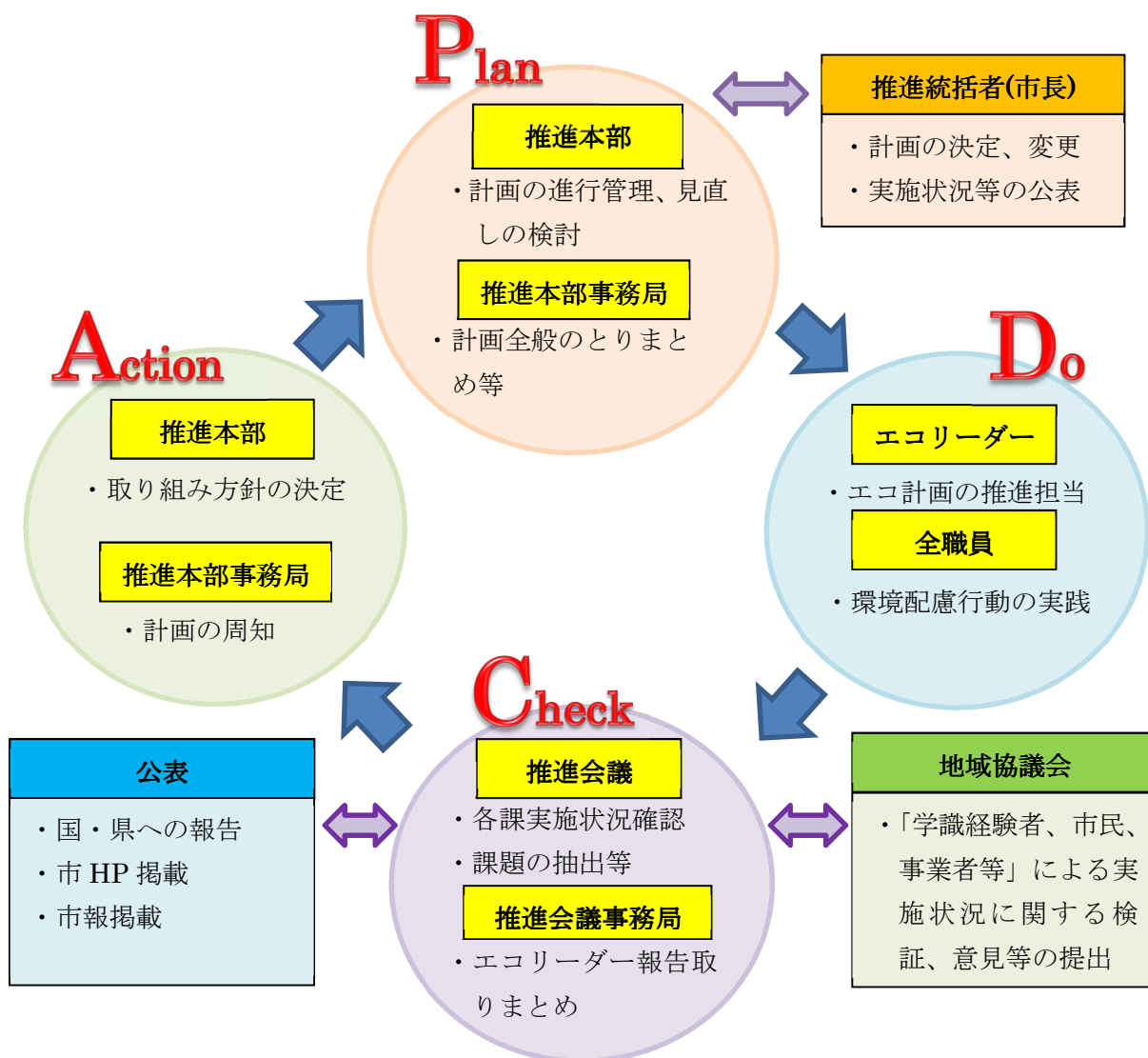
また、エコ計画を推進するため、市長をエコ計画推進統括者（以下「推進統括者」という。）とし、副市長をエコ計画副推進統括者（以下、「副推進統括者」という。）とします。

さらに、今回の計画より「区域施策編」との整合を図るため、「区域施策編」の推進母体である地域協議会※を推進体制に組み込みます。

※地域協議会・・・温対法第26条に基づき、平成25年2月設立

### 2. 計画推進体制

エコ計画の推進を図るため、下図のようなPDCAサイクルを実行し、目標達成に向けた全庁的な取り組みの徹底を図ります。



(1) 計画 (Plan)

①推進統括者は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。

(2) 実施 (Do)

①全職員が目標達成に向け創意工夫を凝らし、自主的、積極的に行動する。

②エコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ各部局毎の推進会議に報告する。

(3) 点検 (Check)

①推進会議は、エコリーダーの報告により実施状況を確認し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告する。

②地域協議会は、計画及び実施状況に関して、検証等を行い、必要に応じて、意見等を提出する。

(4) 改善 (Action)

①推進本部は、推進会議の報告・提案等を審議し、取り組みの改善を行う。

②実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施し、課題解決に努める。

#### 4. 職員に対する意識啓発等

(1) 研修担当課は、職員の意識啓発を図るため環境に関する研修を実施する。

(2) 模範的な事例や取組等についての広報を行う。

(3) エコ計画推進強化月間等を設け模範的な部署 (Good Job 課など) を表彰する。

#### 5. 計画の実施状況の公表

(1) 推進統括者 (市長) は、毎年一回、エコ計画に基づく措置の実施状況 (温室効果ガス総排出量を含む。) を公表する。

(2) 公表の方法は、広報誌及び市のホームページ等にて行う。

#### 6. 各所管課の役割

(1) 各部局等の主管課

①各部局等における推進会議の庶務を行う。

(2) 物品等の集中調達所管課【環境対策課】【契約検査課】【総務課】

- ①環境配慮製品等の調達を円滑にするため宜野湾市グリーン購入基本方針に基づき、各部局等へ周知する。
- ②契約物品単価表（環境配慮製品）を作成し、各部局等へ周知する。
- ③不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(3) 庁舎等の管理所管課【総務課】【各施設担当課】

- ①照明、空調、その他設備・機器等の管理は、環境の配慮に努めるとともに、エコ計画に基づき適切に行う。
- ②省エネ機器を積極的に導入する。
- ③庁舎内の家電製品については、撤去を含めて適正な管理を行う。
- ④廃棄物の減量やリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。

(4) 情報システムの管理所管課【IT推進室】

- ①省エネタイプのパソコンや周辺機器等の導入を図る。
- ②庁内ネットワーク等の整備を推進し、用紙量の使用削減を図る。

(5) 職員の研修及び庁内組織の所管課【人事課】【行政改革推進室】

- ①エコ計画に関する研修を行う。
- ②組織体制の適正管理及び定時退庁、時間外勤務の縮減を図る。

(6) 公共工事の環境対策及び市公共施設の設計等を所管する課【建設部】【水道局施設課】【教育委員会施設課】

- ①公共施設の整備等に伴う資材関連の再資源化を促進する。
- ②公共施設の設計にあたっては、環境配慮製品や省エネ機器の導入に努める。また、太陽光発電施設など自然エネルギーの活用にも努める。

(7) 市予算を統括する課【財政課】【企画政策課】

- ①予算編成方針や見積基準策定にあたっては、環境配慮製品の購入及び環境配慮型公共施設整備等を考慮する。

(8) 事務局【環境対策課】

- ①エコ計画に関する事務を統括する。
- ②エコ計画を市役所全体に周知徹底する。
- ③推進本部及び推進会議による点検・評価等を経て実績報告書を作成、公表する。
- ④その他エコ計画の推進に関すること。

## 資料編

---

1. エネルギー使用量（平成 20 年度～24 年度）の整理
2. 温室効果ガス排出量（平成 20 年度～24 年度）の整理
3. 省資源（平成 20 年度～24 年度）の整理
4. 使用量目標達成状況の整理
5. 温室効果ガス排出量目標達成状況の整理
6. 計画進捗状況の整理

### 要綱等

- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱
- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱
- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領
- 宜野湾市グリーン購入基本方針
- 地球温暖化対策の推進に関する法律抜粋



## 資料編

### 1. エネルギー使用量（平成20年度～24年度）の整理

これまでのエネルギー使用実績を集計し、図と表にまとめます。

①電気使用量（主な使用機器：クーラー、照明、OA機器等）

電気/Kwh	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度 比(%)	前年度比 (%)
H17	1,283,311	2,558,970	1,591,231	239,055	307,221	5,823,410	11,803,198	100	—
H20	1,078,941	2,668,554	1,681,569	240,345	193,404	6,144,242	12,007,055	102	—
H21	1,064,615	2,593,724	1,577,605	225,524	192,198	5,592,121	11,245,787	95	-6
H22	1,024,724	2,598,470	1,597,929	219,498	191,570	5,691,651	11,323,842	96	1
H23	973,554	2,634,282	1,619,129	215,734	190,205	5,448,849	11,081,753	94	-2
H24	1,014,697	2,659,384	1,552,539	201,209	177,117	5,280,962	10,885,908	92	-2

表 1-1 電気使用量

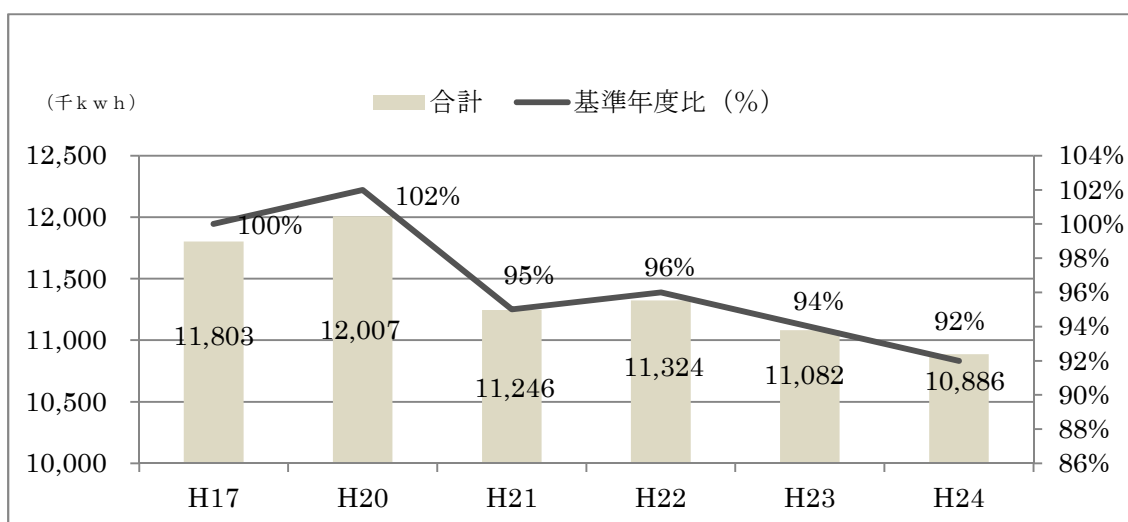


図 1-1 電気使用量

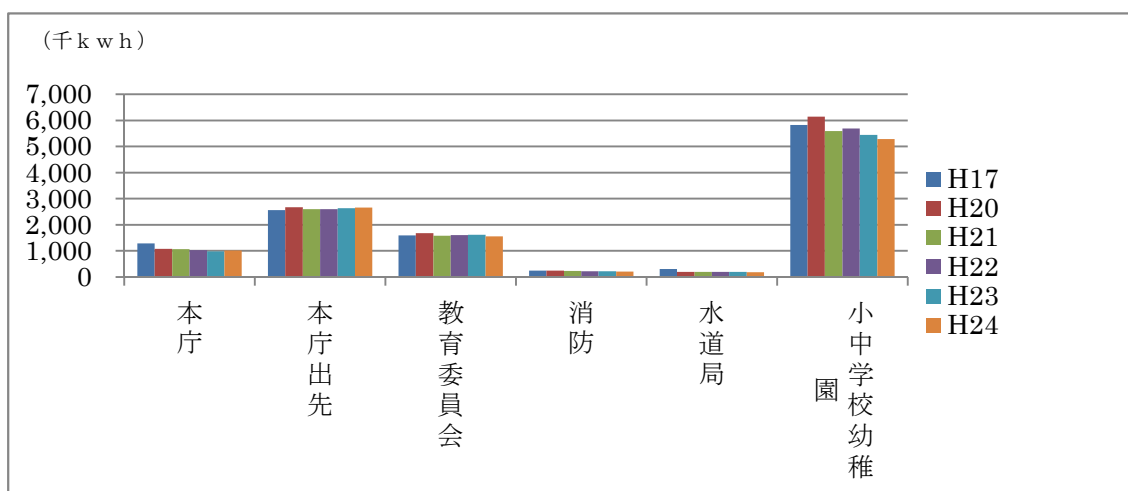


図 1-2 部門別電気使用量

②LP ガス使用量

ガス /m <sup>3</sup>	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	564	5,947	4,708	220	120	721	12,281	100	—
H20	515	5,589	3,754	184	65	321	10,428	85	—
H21	543	4,479	3,554	202	93	401	9,272	75	-11
H22	596	5,143	3,681	194	51	409	10,074	82	9
H23	647	8,284	3,726	204	52	331	13,244	108	31
H24	626	4,021	3,710	192	26	241	8,816	72	-33

表 1-2 LP ガス使用量

※平成 17 年度（基準年度）との比較のため単位を（m<sup>3</sup>）に統一しています。第 3 章では、（kg）を用いているため平成 24 年度分使用量の数値が異なっています。

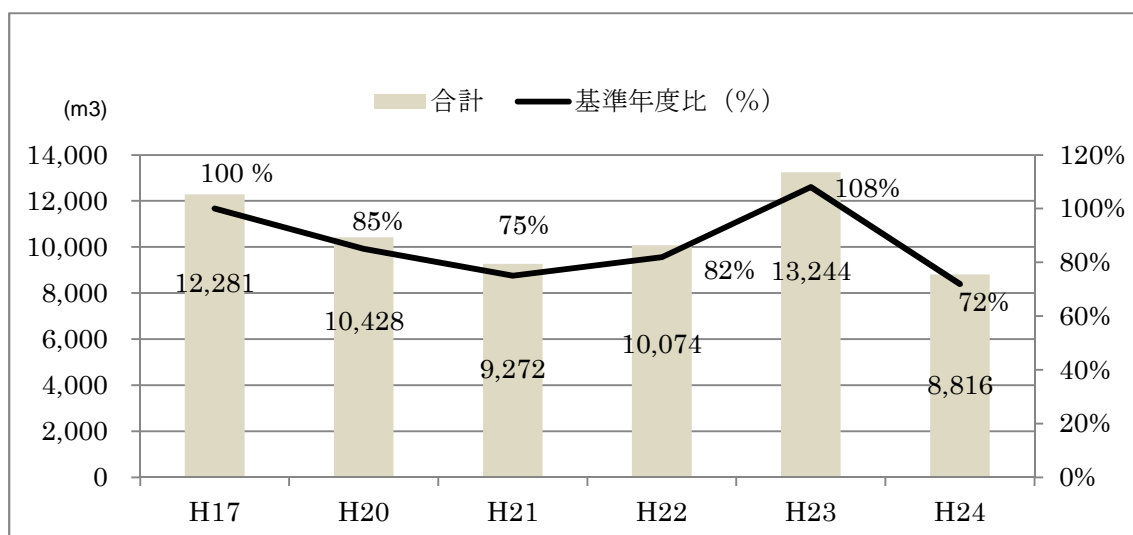


図 1-3 LP ガス使用量

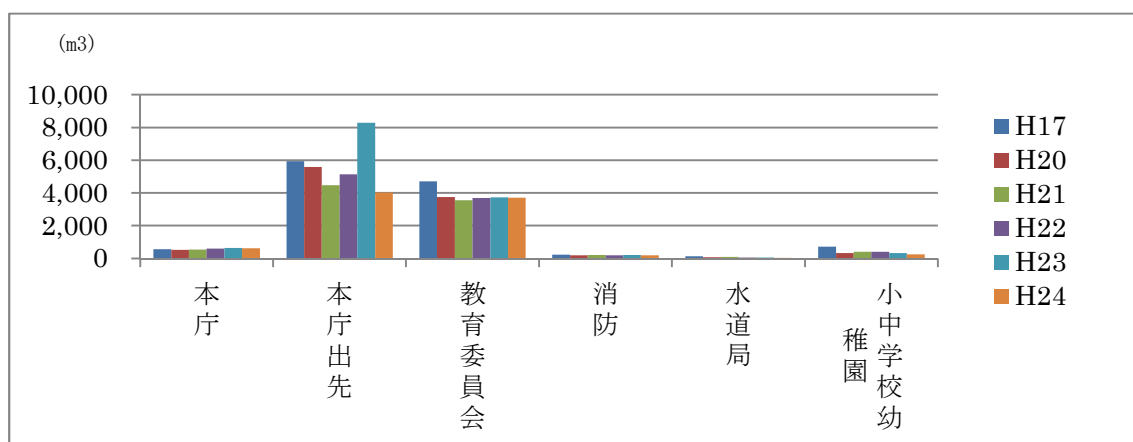


図 1-4 部門別 LP ガス使用量

③灯油使用量

灯油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	0	1,901	10,348	2,288	0	0	14,537	100	—
H20	0	1,738	11,430	1,463	0	0	14,631	101	—
H21	0	1,759	7,881	1,454	0	0	11,094	76	-24
H22	0	2,859	8,484	1,571	0	0	12,914	89	16
H23	0	1,368	7,127	1,545	0	0	10,040	69	-22
H24	0	907	6,680	1,662	0	0	9,249	63	-8

表 1-3 灯油使用量

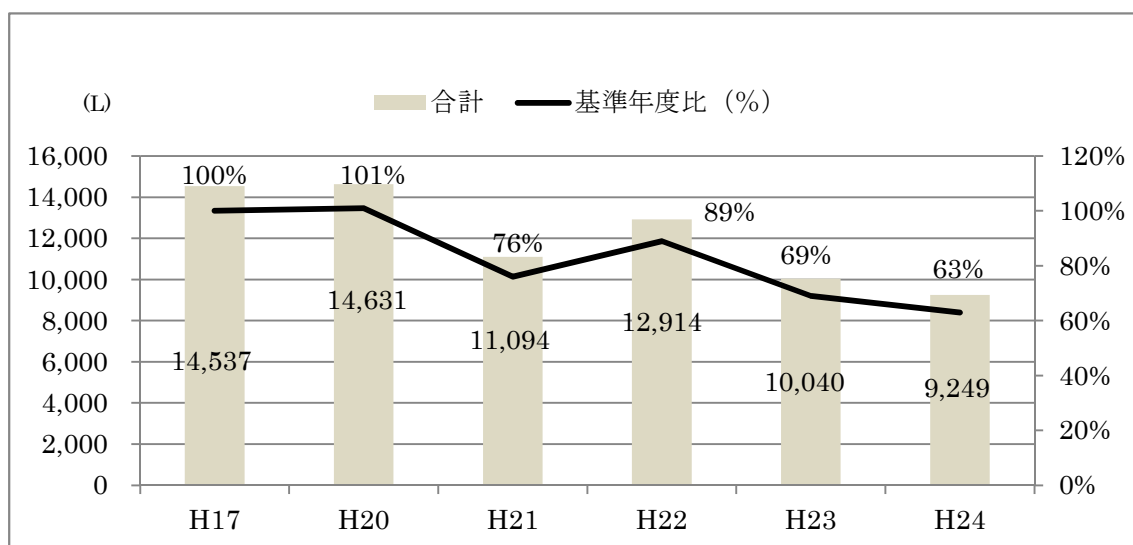


図 1-5 灯油使用量

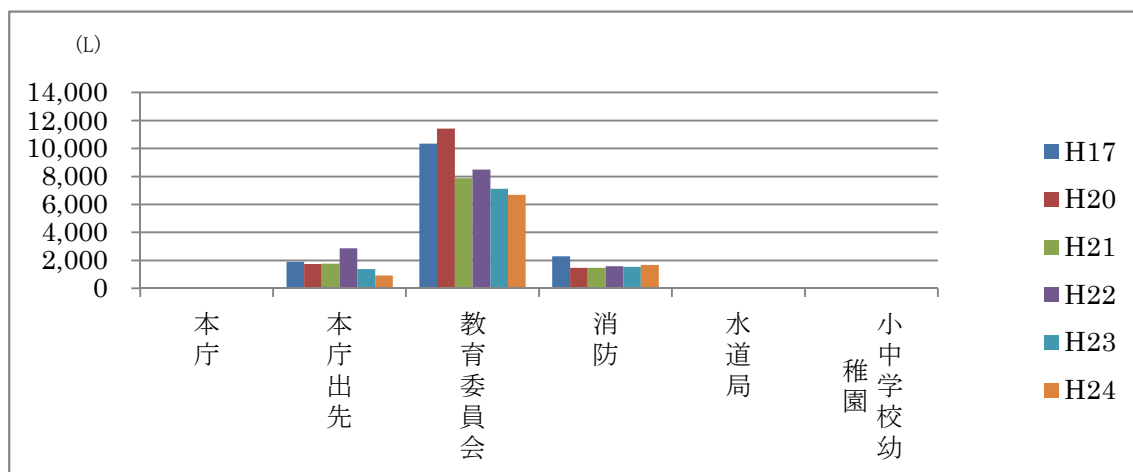


図 1-6 部門別灯油使用量

④重油使用量

重油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	0	40,286	135,899	0	0	0	176,185	100	—
H20	0	39,879	138,024	0	0	0	177,903	101	—
H21	0	36,934	137,734	0	0	0	174,668	99	-2
H22	0	31,285	132,860	0	0	0	164,145	93	-6
H23	0	27,735	140,346	92	0	0	168,173	95	2
H24	0	33,041	142,630	120	0	0	175,791	99	4

表 1-4 重油使用量

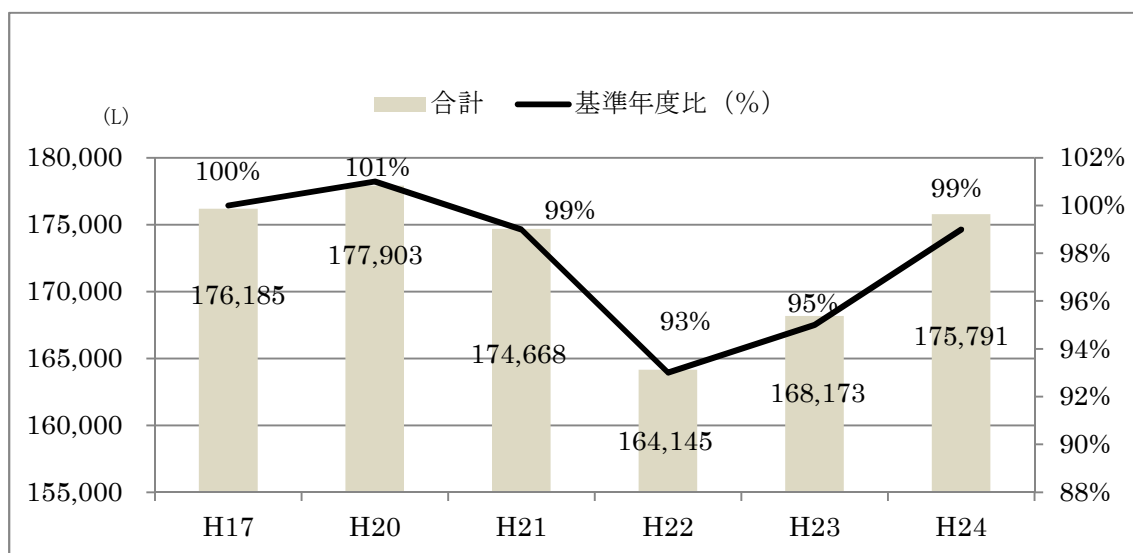


図 1-7 重油使用量

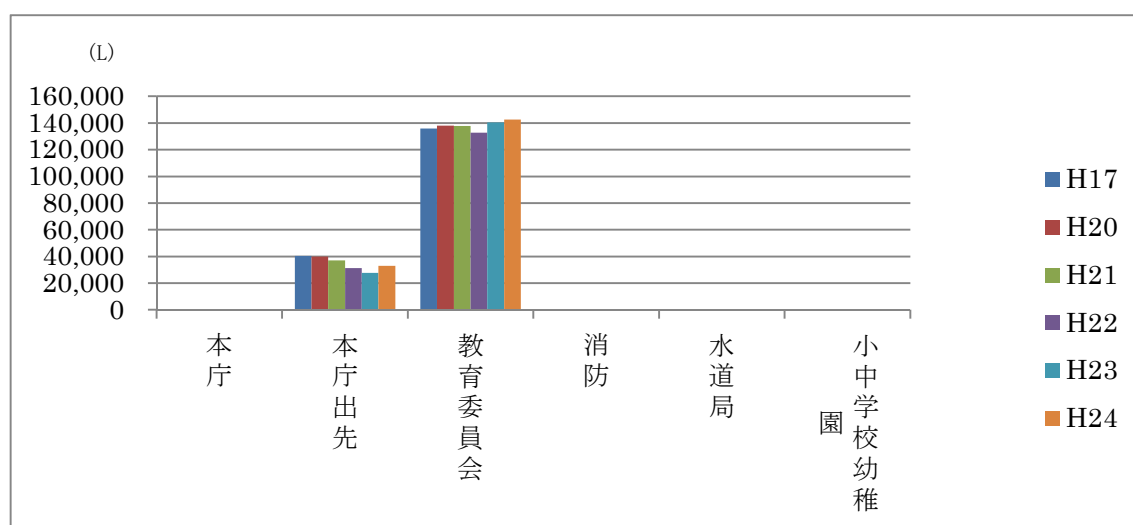


図 1-8 部門別重油使用量

⑤ガソリン使用量

ガソリン/L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	24,591	15,589	4,614	14,372	5,998	0	65,164	100	—
H20	31,686	15,448	3,187	16,096	5,045	0	71,462	110	—
H21	31,375	10,656	3,225	16,120	5,299	0	66,675	102	-7
H22	39,700	10,793	4,151	18,029	4,518	0	77,191	118	16
H23	33,933	8,209	3,644	16,538	4,367	0	66,691	102	-14
H24	33,860	7,926	4,474	18,319	4,201	0	68,780	105	3

表 1-5 ガソリン使用量

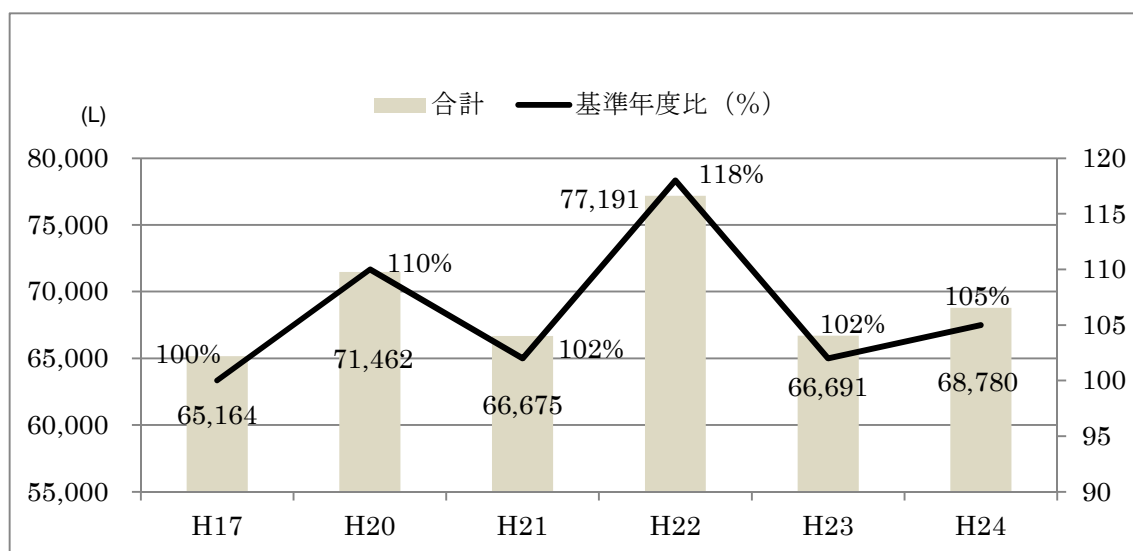


図 1-9 ガソリン使用量

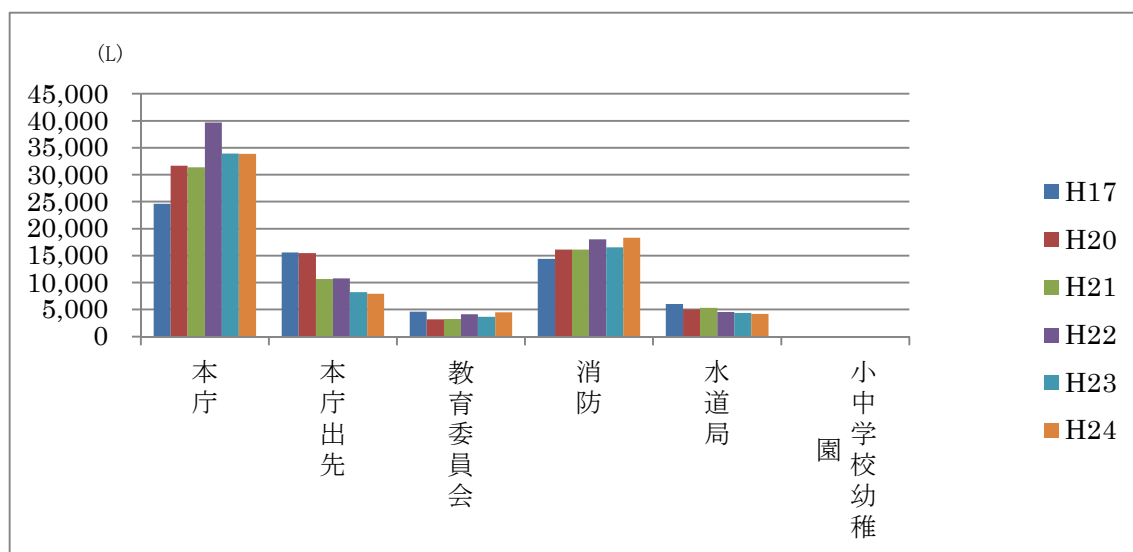


図 1-10 部門別ガソリン使用量

⑥軽油使用量

軽油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	21,940	3,920	6,141	6,192	1,296	0	39,489	100	—
H20	18,744	2,275	9,342	6,574	761	0	37,696	95	—
H21	17,804	2,132	8,062	7,967	819	0	36,784	93	-2
H22	1,067	2,012	9,511	7,389	550	0	20,529	52	-44
H23	1,131	2,147	12,552	7,713	756	0	24,299	62	18
H24	965	2,178	7,223	7,618	460	53	18,497	46	-24

表 1-6 軽油使用量

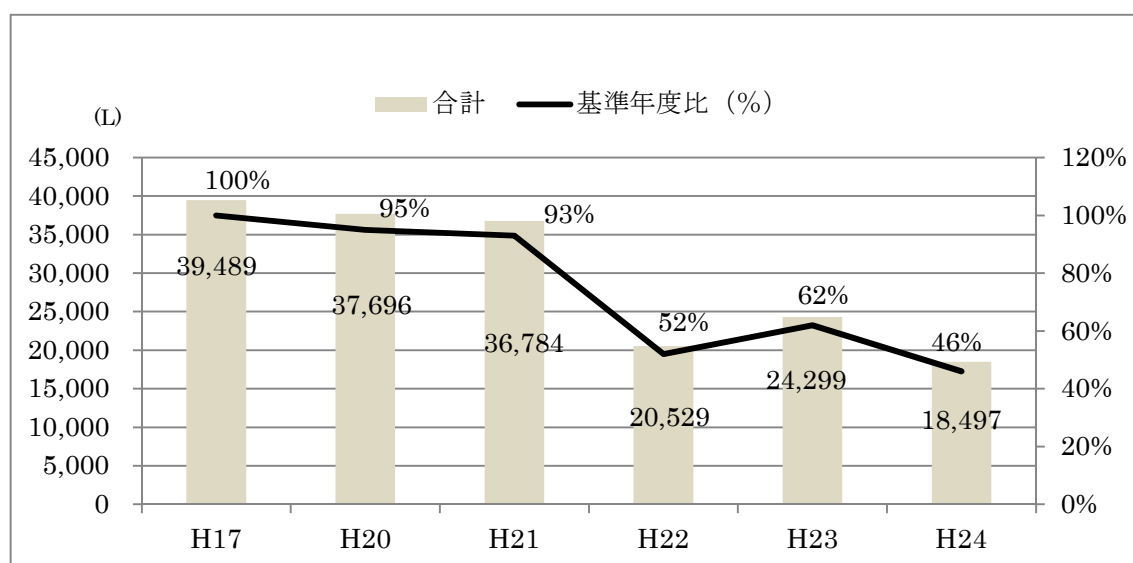


図 1-11 軽油使用量

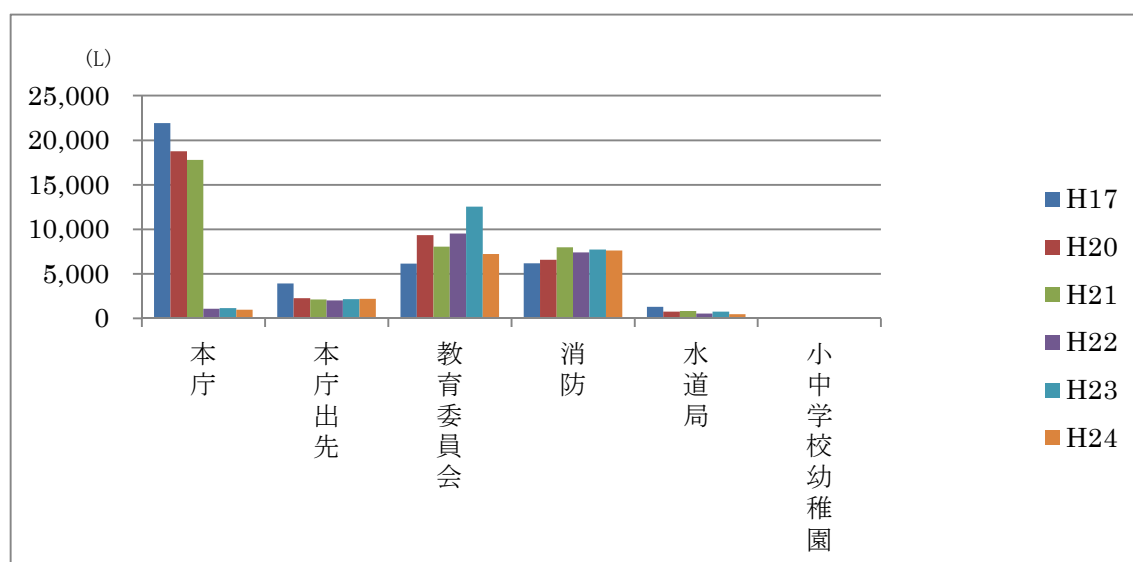


図 1-12 部門別軽油使用量

**2. 温室効果ガス排出量（平成 20 年度～24 年度）の整理**

平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量は 6812817 kg-CO<sub>2</sub> であり、前年度と比較して、減少しています。また、平成 17（2005）年度（基準年度）と比較しても、7.9%減少しています。

経年変化では、平成 20（2008）年度は増加しているがその後は毎年度、基準年度比で削減されている状況です。

※電気の消費による CO<sub>2</sub> 排出量の算出については、比較のため、デフォルト値（0.555 kg-CO<sub>2</sub>/kwh）の排出係数を用いています。

※平成 24 年度については、デフォルト値の排出係数を用いているため第 3 章の平成 24 年度分排出量とは異なります。（第 3 章では、0.932kg-CO<sub>2</sub>/kwh を使用）

（排出量の単位：kg - CO<sub>2</sub>）

	H17	H20	H21	H22	H23	H24
二酸化炭素	7392774	7501994	7049586	7024858	6888417	6806167
メタン	176	225	210	187	194	244
一酸化二窒素	5202	5157	5114	4809	4672	6405
CO <sub>2</sub> 換算合計	7398152	7507376	7054910	7029854	6893283	6812817
平成17年度比	-	1.5%	-4.6%	-5.0%	-6.8%	-7.9%

表 2-1 温室効果ガス排出量

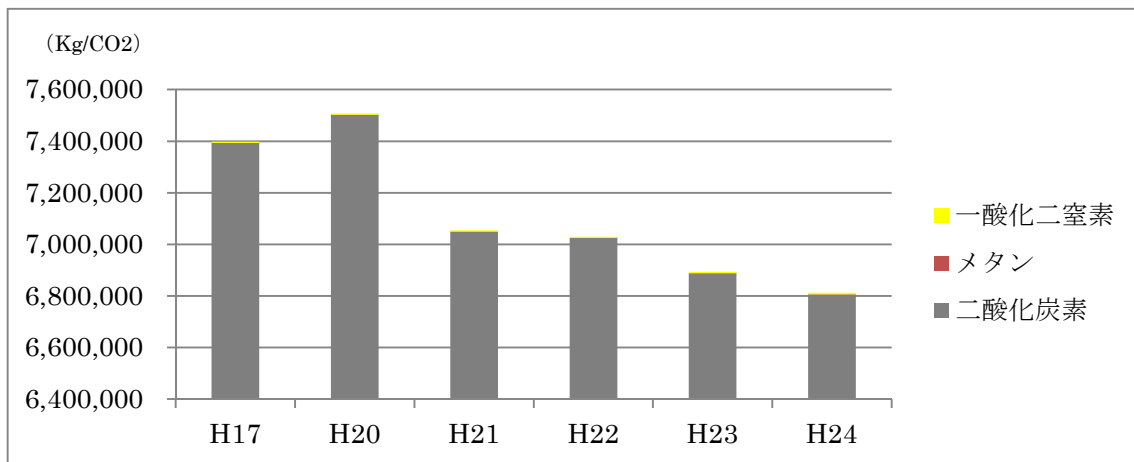


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移

温室効果 ガス	排出要因	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H17年度比 (%)	
		(基準年度)							
二酸化炭素 (CO2)	電気の使用	6,550,775	6,663,916	6,241,413	6,284,733	6,150,392	6,041,679	-7.8%	
	燃料 の 使用	LPガス	73,693	62,595	55,639	30,223	39,705	57,636	-21.8%
		灯油	36,190	36,424	27,618	32,149	24,994	23,026	-36.4%
		重油	477,396	474,410	473,773	444,772	455,687	476,329	-0.3%
		ガソリン	151,289	165,913	154,797	179,210	154,832	159,683	5.5%
		軽油	103,431	98,737	96,346	53,771	62,807	47,815	-53.8%
メタン (CH4)	自動車の走行	176	223	210	186	194	244	38.6%	
一酸化窒素 (N2O)	自動車の走行	5,202	5,158	5,114	4,809	4,672	6,405	23.1%	
合 計(CO2換算)		7,398,152	7,507,376	7,054,910	7,029,853	6,893,283	6,812,816	-7.9%	

表 2-2 排出要因別温室効果ガス排出量

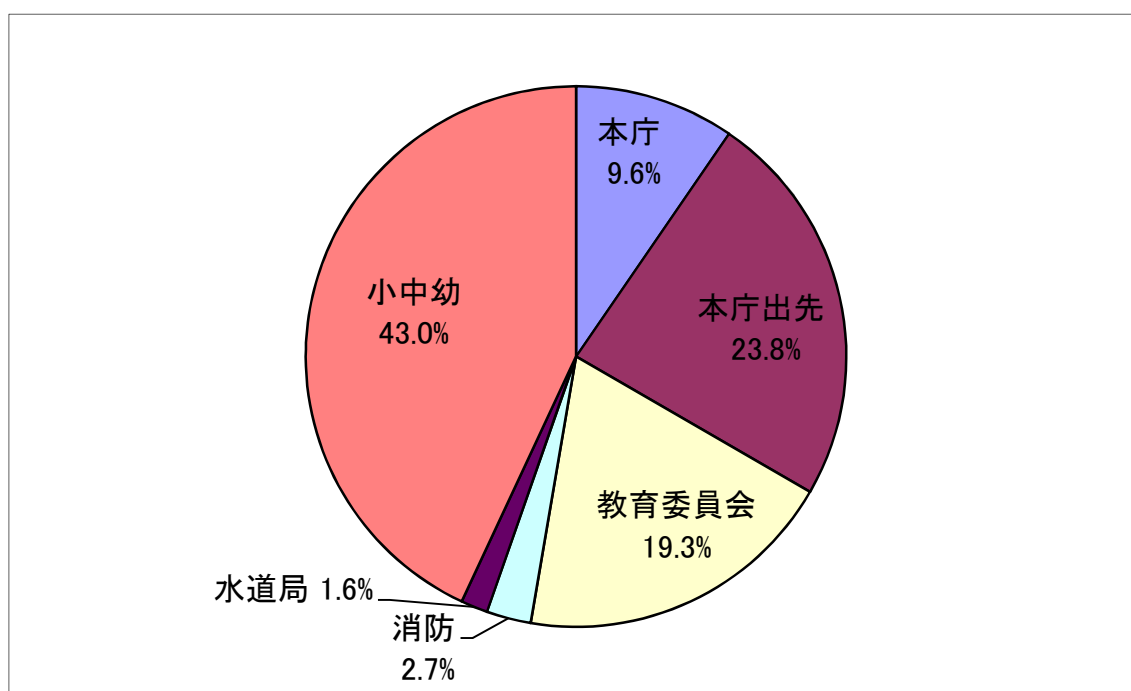


図 2-2 平成 24 年度 部門別温室効果ガス排出割合

※電気の排出係数が異なるため第 3 章の占有率とは数値が異なります。



### 3. 省資源（平成20年度～24年度）の整理

これまでの省資源（水使用量、紙使用量）の実績を集計し、図と表にまとめます。

水道 /m <sup>3</sup>	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	8,106	53,796	38,385	2,153	480	110,949	213,869	100	—
H20	8,147	67,156	73,725	1,942	429	104,087	255,486	119	—
H21	7,765	73,193	39,699	3,101	438	109,761	233,957	109	-8
H22	8,844	56,726	39,187	2,670	448	100,268	208,143	97	-11
H23	9,106	77,838	40,873	2,449	455	94,259	224,980	105	8
H24	8,656	80,208	39,481	2,593	454	99,668	231,060	108	3

表 3-1 水使用量

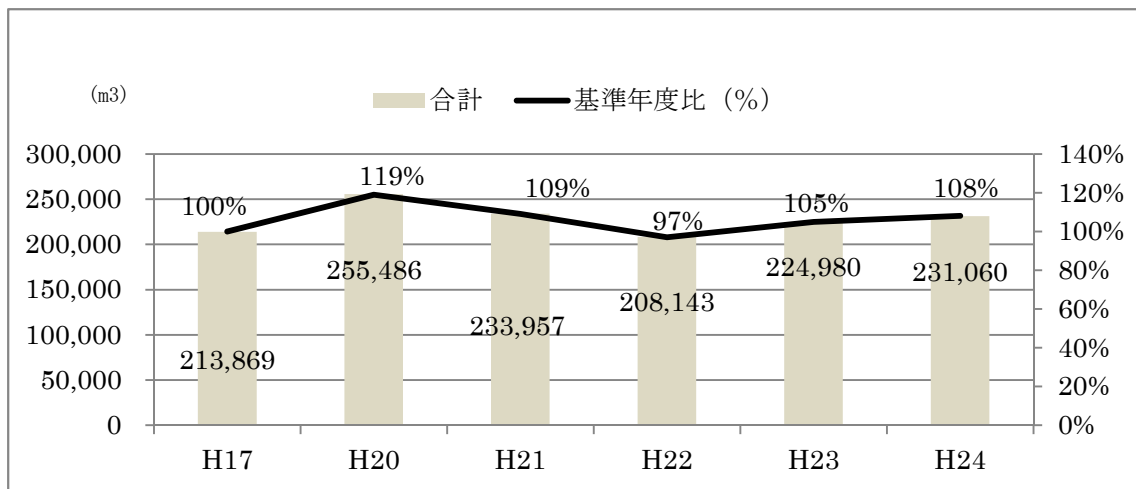


図 3-1 水使用量

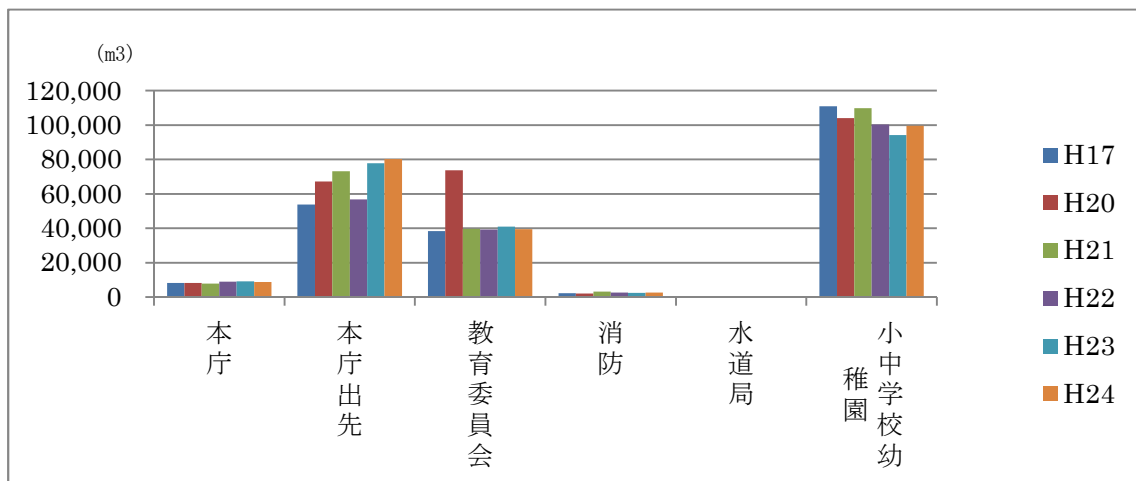


図 3-2 部門別水使用量

紙/枚	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	2,066,087	298,667	375,540	89,221	79,222	1,067,730	3,976,467	100	—
H20	2,772,624	345,410	574,854	128,251	101,713	0	3,922,852	99	—
H21	1,473,224	160,183	169,922	39,905	71,434	1,180,444	3,095,112	78	-21
H22	1,882,343	241,304	502,012	45,317	81,889	1,191,237	3,944,102	99	27
H23	1,789,657	265,549	543,167	40,662	98,585	1,218,265	3,955,885	99	0
H24	3,098,166	443,229	713,620	88,822	175,000	1,249,478	5,768,315	145	46

表 3-2 紙使用量

※H21 年小中学校幼稚園は取りまとめなし。

※H24 年度は、これまで取りまとめできていなかった分を追加したため大幅増となっている。

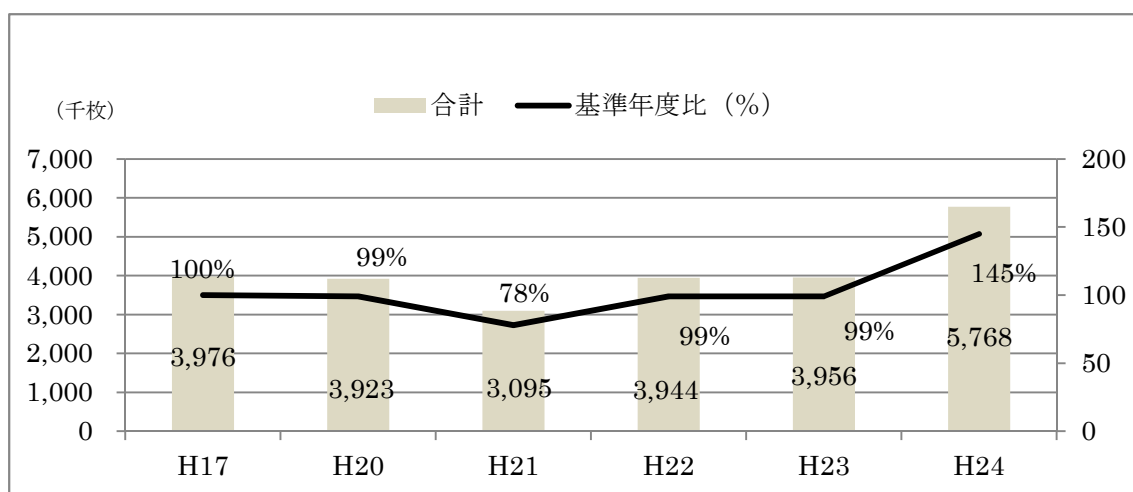


図 3-2 紙使用量

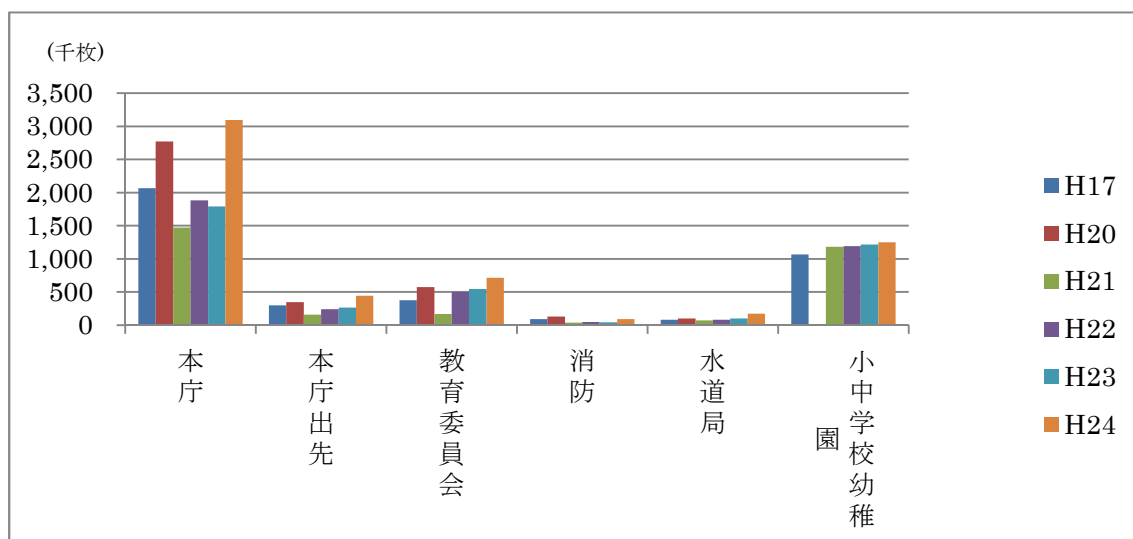


図 3-3 部門別紙使用量

#### 4. 使用量目標達成状況の整理

計画では、平成 20 年度から平成 24 年度までの行動目標として全機関（対象機関）が重点的に取り組むもので、可能な限り数値目標を設定し進行管理を行うとされています。以下にこれまでの目標達成状況を整理します。

##### ①省エネルギーの推進

分野	目標値	平成 24 年度増減率（基準年度比）	達成状況
電気使用量	基準年度比(H17) 6%以上の削減	-7.8%	○
LP ガス使用量		-28.2%	○
灯油使用量		-36.4%	○
重油使用量		-0.2%	×
ガソリン使用量		5.5%	×
軽油使用量		-53.2%	○

##### ②省資源・リサイクルの推進

分野	目標値	平成 24 年度増減率（基準年度比）	達成状況
水使用量	基準年度比(H17)	8%	×
紙使用量	6%以上の削減	45%	×
廃棄物量及びリサイクル率	設定なし	把握なし	—

※廃棄物量及びリサイクル率の目標値、増減率については、各施設の廃棄物量やリサイクル状況の把握が困難なため、数値の設定を行っていない。

##### ③グリーン購入の推進

分野	目標値	平成 24 年度達成率（基準年度比）	達成状況
グリーン購入実績	購入する品目の割合を 95%以上	把握なし	—

※物品購入については、各課独自で行っており、グリーン購入に係る購入実績の把握が困難であるため達成率の把握はしていない。

## 5. 温室効果ガス総排出量目標達成状況の整理

計画では、温室効果ガスの総排出量を平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に、平成 17 年度（基準年度）比で 6%削減を行うとされています。以下にこれまでの目標達成状況を整理します。

### ①温室効果ガス総排出量

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	基準年度比 (%) (平成 17 年度)
平成 17 年度 (基準年度)	7, 3 9 8	—
平成 20 年度	7, 5 0 7	1.5%
平成 21 年度	7, 0 5 5	-4.6%
平成 22 年度	7, 0 3 0	-5.0%
平成 23 年度	6, 8 9 3	-6.8%
平成 24 年度	6, 8 1 2	-7.9%

## 6. 計画進捗状況の整理

計画策定後の取組及び関連事業実施状況について、以下にまとめます。

### ①主な取組一覧

年	月日	項目	内容
H19	12/12	宜野湾市地球温暖化防止実行計画策定	平成 20 年度より計画実施
H20	1/15~24	宜野湾市地球温暖化防止実行計画パネル展	本庁舎一階ロビーにてパネル掲示
	6/21	CO2 削減/ライトダウンキャンペーン	本庁舎一斉消灯
	7/14~15	平成 20 年度エコリーダー説明会	事業説明等
	7/7	七夕ライトダウン	本庁舎一斉消灯 協力企業(株)ラウンドワン
H21	1/21~22	平成 21 年度エコリーダー説明会	事業説明等
H22	7/20	推進本部会議	実施状況報告(H20 年度分)
	2/10	ノーマイカーデーの実施 (周知)	ノーマイカーデー周知開始 (以後、毎月第 1・3 金曜日実施※当初は第 1・3 水曜日)
H23	4/22	推進本部会議	実施状況報告(H21 年度分)

	7/6～8/31	公共施設遮熱化促進事業	本庁舎屋上塗布・ガラス塗布
	8/29	エコドライブ教習会	エコリーダー対象事業(58名中21名参加)
H24	2/21	推進本部会議	実施状況報告(H22年度分)
H25	2/21	推進本部会議	実施状況報告(H23年度分)

資料：環境対策課

### ②省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入状況

年	月日	施設名	導入設備	備考
H21		水道局	空調機器・給湯器買い替え(省エネタイプ)	
H22	2/6	嘉数小学校	太陽光発電システム	10kw
	2/26	本庁舎別館屋上		79kw
H24	2/24	真志喜中学校		80kw
	4/27	普天間第二小学校		5kw
	10/14	水道局	LED照明機器(水道局1階)	

資料：環境対策課、教育委員会施設課

### ③低燃費車・低排出車(公用車)導入状況

部局名	課名	所有台数
総務部	総務課	4台
企画部	市民協働推進課	1台
基地政策部	基地渉外課	1台
市民経済部	市民課	1台
	環境対策課	3台
	雇用・企業対策室	1台
福祉推進部	福祉総務課	1台
	児童家庭課	2台
	保育課	1台
	障がい福祉課	2台
	保護課	4台
健康推進部	介護長寿課	6台
	国民健康保険課	3台
	健康増進課	3台

	健康支援課	1台
建設部	都市計画課	1台
	建築課	2台
	下水道課	3台
	区画整理課	1台
教育委員会	生涯学習課	1台
	施設課	1台
	学校給食センター	2台
水道局	業務課	3台
	施設課	4台
消防	—	7台
合計		<b>59台</b>
エコカー率	エコカー/全車両×100	<b>36%</b>

資料：環境対策課調べ（H25.5/2～5/10） 総務課管財係  
（備考）報告件数 47 件 所有なし件数 23 件（各課エコリーダー調査依頼 計 81 名）  
全車両数 163 台：車両一覧表（H25.4/1 現在）

## 宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第20条の3の規定に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）を策定するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) エコ計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員でもって組織する。

- 2 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、市民経済部長をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する審議が終了するまでとする。

### (委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、委員会の長になる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (作業部会)

第7条 委員会に作業部会をおく

- 2 作業部会は、別表第二に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会には、会長と副会長を置き、会長には市民経済部次長、副会長に

は環境対策担当課長をもって充てる。

4 作業部会は、委員長の命により、第2条に掲げる事項に関し、調査、検討し委員会へ報告する。

(庶務)

第8条 委員会、作業部会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表第一（第3条関係）

委員
副市長、総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、会計管理者、消防長、水道局長、教育部長、指導部長、議会事務局長



別表第二（第7条関係）

部局名	課名	職名
総務部	総務課	事業管理係長 管財係長
	契約検査課	契約検査係長
	行政改革推進室	行政改革班担当主査
	IT推進室	IT推進係長
企画部	企画政策課	事業管理係長 企画政策係長
	財政課	財政係長
基地政策部	基地渉外課	基地渉外係長
市民経済部	市民生活課	事業管理係長
	環境対策課	清掃指導係長
	商工農水課	商工振興係長
福祉推進部	福祉総務課	事業管理係長
健康推進部	介護長寿課	事業管理係長
建設部	都市計画課	事業管理係長 都市計画係長
消防本部	総務課	事業管理係長
水道局	総務課	総務係長
教育委員会	総務課	事業管理係長
	学務課	学務係長
市議会事務局		庶務係長

## 宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市の全部局等が事務及び事業を執行する際、環境へ配慮した取り組みを率先して実行するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宜野湾市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）の推進に関すること。
- (2) エコ計画の決定、変更及び公表に関する必要な事項の報告に関すること。
- (3) エコ計画の進行管理に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び構成員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民経済部長をもって充てる。
- 4 部員は、総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、会計管理者、消防長、水道局長、教育長、教育部長、指導部長、議会事務局長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集等)

第4条 推進本部は、本部長が必要と認めるときに招集し主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係職員に推進本部会議への出席を求めることができる。

### (推進本部事務局)

第5条 推進本部の事務局は、環境対策担当課に設置する。

- 2 推進本部の庶務は、事務局にて処理する。

### (推進会議)

第6条 推進本部の下に宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

- 2 推進会議は、各部局に設置する。

- 3 推進会議は、議長、副議長及び構成員（別表）をもって組織する。
- 4 推進会議は、推進本部を補佐し、推進本部に付議すべき事案について、協議、調整する。
- 5 議長は、各部局の次長をもって充て、副議長は、各部局の主管課長をもって充てる。
- 6 推進会議は、議長が必要と認めるときに招集し主宰する。
- 7 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 構成員は、各部局に所属する各課長級（筆頭係長等含む）で構成する。
- 9 議長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。
- 10 推進会議の庶務は、各部局主管課が処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 7 日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条関係）（推進会議の構成）

議長	各部局次長	
副議長	各部局主管課長	
各構成員 （各所属長等）	総務部	<b>総務課</b> 、人事課、市民防災室、契約検査課、IT推進室、行政改革推進室、税務課、納税課、議会事務局庶務課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、会計課
	企画部	<b>企画政策課</b> 、秘書広報課、財政課、基地涉外課、基地跡地対策課
	市民経済部	<b>市民生活課</b> 、環境対策課、市民課、商工農水課、雇用・企業対策室
	福祉推進部	<b>福祉総務課</b> 、児童家庭課、保育課、障がい福祉課、保護課
	健康推進部	<b>介護長寿課</b> 、国民健康保険課、福寿園、健康増進課、健康支援課
	建設部	<b>都市計画課</b> 、建築課、土木課、用地課（土地開発公社含む）、区画整理課、下水道課、施設管理課
	消防本部	<b>総務課</b> 、予防課、警防課、消防署、我如古出張所、真志喜出張所
	水道局	<b>総務課</b> 、業務課、施設課
	教育委員会教育部	<b>総務課</b> 、施設課、生涯学習課（中央公民館含む）、文化課（市立博物館含む）、市民図書館
	教育委員会指導部	<b>学務課</b> 、指導課、はごろも学習センター、青少年サポートセンター、各幼稚園・小学校・中学校、学校給食センター

（備考）

- 1 市議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・会計課は総務部に含む。
- 2 基地涉外課・基地跡地対策課は企画部に含む。
- 3 各幼稚園・小学校・中学校については、代表校の教頭をもってあてる。

## 宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領

### (設置)

第1条 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）に基づく具体的な取り組みを推進するため、各課にエコ計画の推進員（以下「エコリーダー」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 エコリーダーとは、各課において、エコ計画に基づく取り組みの先導的な役割を担い、各所属長が指名するもの（1名程度）をいう。

### (所掌事務)

第3条 エコリーダーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各職場における温暖化防止活動の推進及び点検・評価・報告を行う。
- (2) エネルギー使用等の調査・報告を行う。
- (3) 各職員への意識啓発を行う。
- (4) その他エコ計画に関すること。

### (報告)

第4条 エコリーダーは、エコ計画推進本部事務局の定める様式に基づき、定期的に点検・評価及びエネルギー使用等の調査を行い、その結果を各部局の主管課へ報告する。

### (庶務)

第5条 エコリーダーに関する庶務の総括は、環境対策担当課にて処理する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、エコリーダーに関し必要な事項は、環境対策担当課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領は、平成25年4月1日から適用する。

## 宜野湾市グリーン購入基本方針

### 1. 目的

この方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 30 日法律第 100 号）第 10 条の規定に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し行政コストを削減することを目的とする。

### 2. 適用範囲

この方針は、宜野湾市のすべての機関に適用する。

### 3. 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの段階における多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長時間の使用ができること。
- (5) リデュース（排出抑制）が可能であること。
- (6) リユース（再使用）が可能であること。
- (7) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (8) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (9) 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (10) 調達数量は、必要最小限とし、環境調達を理由に、物品調達の総量を増やさないこと。
- (11) その他、環境への負荷の軽減に資するものであること。

### 4. 対象物品及び調達手順

グリーン購入の対象物品は、別表に定めるものとする。また、対象物品以外についても、上記 3. 調達の基本原則に基づき、できる限り環境負荷の少ない物品を購入するものとする。この場合において、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準（以下「国の判断基準」という。）を満たす製品、公的機関や第三者機関等の認定する環境ラベルの表示のある製品又はこれと同等のものがあるときは、これらの製品を優先して購入するものと

する。

## 5. 調達物品の選定方法

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットなどを通じて次のデータベースなどを参照し情報を入手するものとする。

- (1) 環境省 グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

【<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/>】

- (2) 環境省 環境ラベル等データベース

【<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>】

- (3) グリーン購入ネットワーク GPN エコ商品ねっと

【<http://www.gpn.jp/econet/>】

- (4) 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

【<http://www.ecomark.jp/search/search.php>】

## 6. 調達の方法

担当職員は、物品を調達する場合は、次の事項を確認し購入手続を行う。

- (1) 品目名（購入する物品が、「グリーン購入対象物品か」「対象品の場合、環境配慮型製品か」）
- (2) 購入数量（必要性を十分に考慮した上で、適切な購入量か等）
- (3) 購入金額（従来品と比較して妥当な価格か等）
- (4) 納入業者（グリーン購入に協力的か、発注先が環境に配慮した事業者か）

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 25 年 5 月 8 日から施行し、改正後の宜野湾市グリーン購入基本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表

項番	分野	品目	判断基準
1	紙類	コピー用紙	国の「 <u>環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月)</u> 」の判断基準(以下「国の判断基準」という。)による。
2		トイレトペーパー	
3		ティッシュペーパー	
4	文具類	シャープペンシル	
5		シャープペンシル替芯	
6		ボールペン	
7		マーキングペン	
8		鉛筆	
9		スタンプ台	
10		朱肉	
11		消しゴム	
12		ステープラー	
13		事務用修正具(テープ)	
14		事務用修正具(液状)	
15		クラフトテープ	
16		粘着テープ(布粘着)	
17		はさみ	
18		カッターナイフ	
19		のり(液状)	
20		のり(澱粉のり)	
21		のり(固形)	
22		のり(テープ)	
23		ファイル	
24		バインダー	
25		事務用封筒(紙製)	
26		窓付き封筒(紙製)	
27		ノート	
28		タックラベル	
29		インデックス	
30		付箋紙	



地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

(平成十年十月九日)

(法律第百十七号)

第百四十三回臨時国会

小渕内閣

改正 平成十一年一二月二二日法律第一六〇号

同一四年六月七日同第六一号

同一七年六月一七日同第六一号

(同 一七年 八月一〇日同 第九三号)

同一八年六月二日同第五〇号

同一八年六月七日同第五七号

同二〇年五月三〇日同第四七号

同二〇年六月一三日同第六七号

同二三年六月二四日同第七四号

地球温暖化対策の推進に関する法律をここに公布する。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(平一四法六一・平一七法六一・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七法六一・一部改正)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 地方公共団体実行計画の目標
  - 三 実施しようとする措置の内容
  - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。





宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

(第2次計画)

発行日 平成25(2013)年8月

編集発行 宜野湾市 市民経済部 環境対策課 環境指導係

住所：〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号

電話：098-893-4411 (代表)

ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>